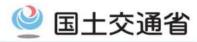
建設業と入札契約の適正化

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室

- ◆ 導入
- ◆ 建設産業の現状
- ◆ 建設業の働き方改革
- ◆ 技能労働者の賃金水準の上昇
- ◆ 建設キャリアアップシステム
- ◆ 価格転嫁対策
- ◆ 公共工事の円滑な施工確保
- ◆ 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会
- ◆ 生産性の向上



建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、 最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

東日本大震災

(一社)仙台建設業協会 地震発生直後より避難所の 緊急耐震診断等を実施。 同日18時には若林区にて 道路啓開作業を開始。

熊本地震

(一社)熊本県建設業協会 地震発生直後より県との 「大規模災害時の支援活動 に関する協定」に基づいて 支援活動を実施



【災害の応急対応】





通行不能の交差点での応急工事



道路啓開(倒木・土砂の撤去)

【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速道路橋の落橋 (2007年)(出典:MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋 (2007年)

現下の建設産業の課題

【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【建設現場の生産性の向上】

<u>現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化</u>する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による<u>将来の担い手の確保が急務</u>。

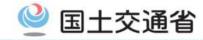
【持続可能な事業環境の確保】

<u>地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。</u>

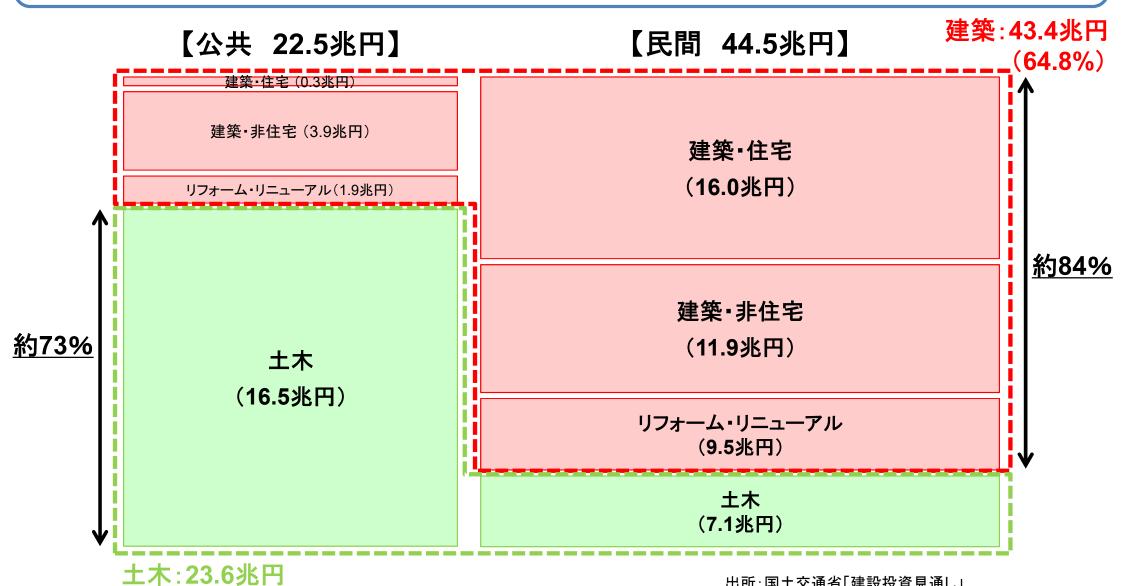
中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

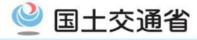
建設市場の動向:建設投資の内訳

(35.2%)



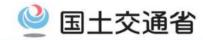
- 〇 建設投資市場においては、公共事業が約3割を占める。
- 〇 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。



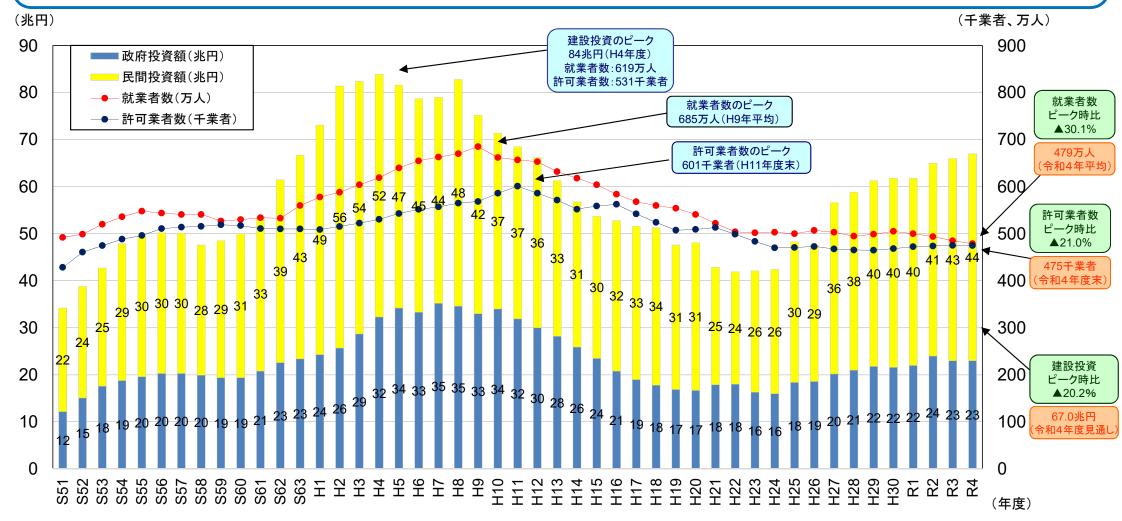


建設産業の現状

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



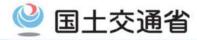
- 〇 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成22年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、 令和4年度は約67兆円となる見通し(ピーク時から約20%減)。
- 〇 建設業者数(令和4年度末)は約47万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約21%減。
- 〇 建設業就業者数(令和4年平均)は479万人で、ピーク時(平成9年平均)から約30%減。



出典:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

- 注1 投資額については令和元年度(2019年度)まで実績、令和2年度(2020年度)・令和3年度(2021年度)は見込み、令和4年度(2022年度)は見通し
- 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
- 注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状



技能者等の推移

〇建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)

〇技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)

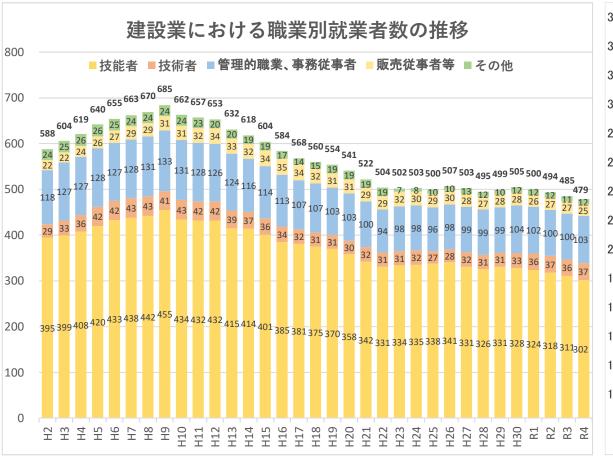
〇技能者 : 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

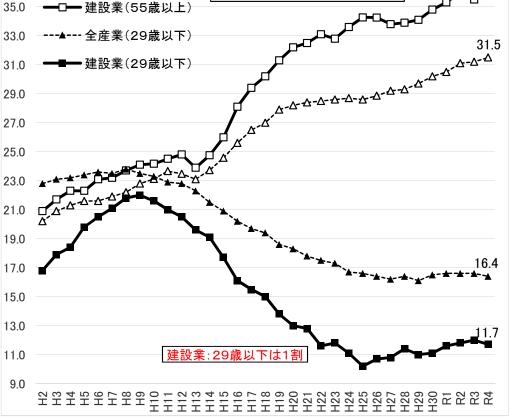
建設業就業者の高齢化の進行

---**△**--- 全産業(55歳以上)

〇 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と 高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して 55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業:3割以上が55歳以上

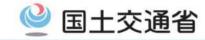




出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

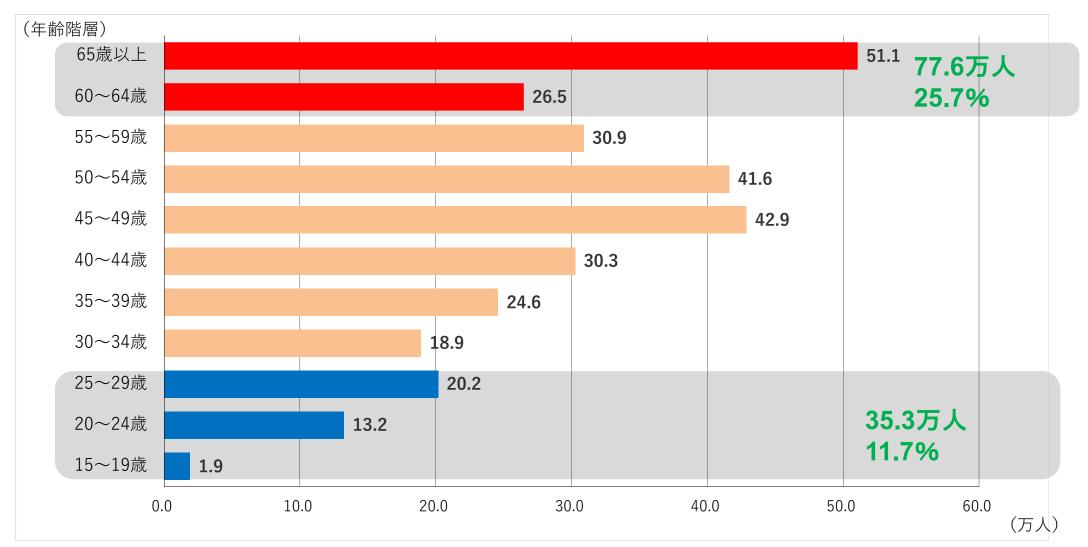
出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数



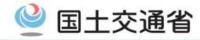
- ○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- ○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

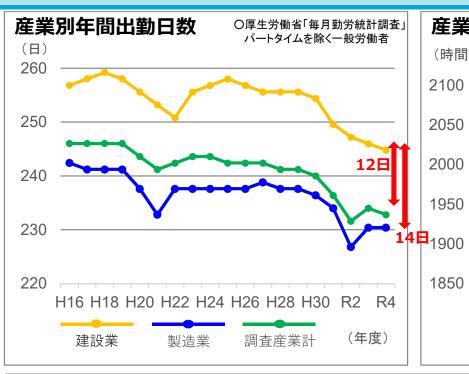
□ 担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要

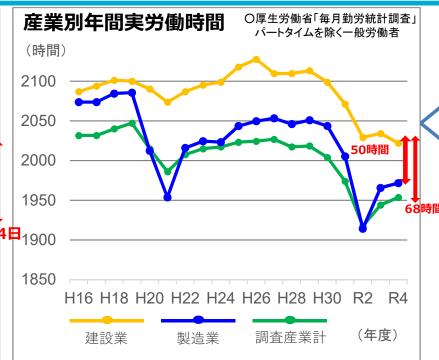


出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

建設産業における働き方の現状







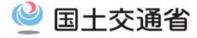
建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」 年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況 0.9% 14.1% 技術者 11.7% 12.7% 42.2% 18.5% 全体 0.8% 技能者 12.8% 11.8% 38.5% 19.1% 16.9% 「4週6休程度」が最多 0.7% 公共工事 25.3% 6.3% 4.5% 技術者 45.7% 17.5% の受注が 5.7%5.3% 技能者 27.9% 14.6% 46.2% ほとんど 公共工事の方が、「4週8休(週休2日)以上」の割合が高い 1.9% 民間工事 技術者 9.5% 7.2% 34.2% 23.2% 24.0% の受注が 0.9% 技能者 8.1% ほとんど 5.9% 31.1% 25.7% 28.4% 80% 100% 0% 20% 40% 60% □4週8休(週休2日)以上 □4週7休程度 □4週6休程度 □4週5休程度 □4週4休程度以下 □不定休

技術者・技能者ともに 4週8休(週休2日)の 確保ができていない場 合が多い。

出典:国土交通省「適正な工期設定による 働き方改革の推進に関する調査」 (令和5年5月31日公表)



建設業の働き方改革

令和元年 新・担い手 3 法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を 徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、 5年間の成果をさらに充実する 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 〜公共工事の発注者・受注者の基本的な責務〜 <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

○発注者の責務

- ・適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)
- ○受注者(下請含む)の責務
- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

・情報通信技術の活用等による 生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格 への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化〈入契法〉

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補) を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を 満たす場合は配置不要

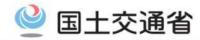
災害時の緊急対応強化持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体 の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との 連携の努力義務化
- ○持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を 合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関す る規定を整備

建設業法・入契法の改正 〜建設工事や建設業に関する具体的なルール〜 〈政府提出法案〉

適正な工期の設定



- 新・担い手三法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「工期に関する基準」を作成・勧告(令和2年7月)
- <u>直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、</u>「工期に関する基準」を踏まえ、<u>週休2日の確保等を考慮</u>するとともに、その場合に必要となる労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

工期に関する基準

(令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告)

○ 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

(前略)建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週 休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要である。

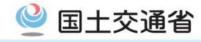
公共工事での取組

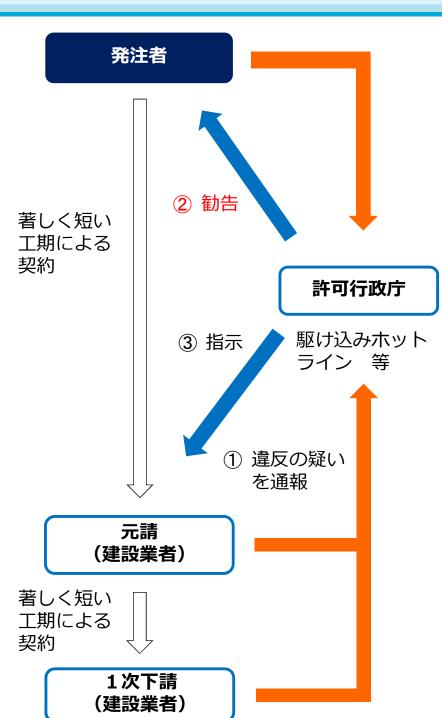
- <u>直轄工事では週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大</u>。 国交省直轄工事では令和3年度以降は<u>原則全ての工事を「週休2日対象</u> 工事」として公告。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の 確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代 金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、全ての都道府県・政令市(計67団体)で実施(R3年5月公表)。

民間工事での取組

- ○「工期に関する基準」が作成された後、関係省庁等を通じて、**民間工事の発注主体となり得る民間企業 等に対して周知**を実施。
- 上記に加えて、様々な機会を通じて、週休2日の確保について働きかけを実施。
- さらに、令和3年度、民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査を実施。好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を実施中。

著しく短い工期に関する規制





- ① 著しく短い工期の疑いがある事案を、駆け込みホットライン等への通報等により、許可行政庁が把握
 - ※公共工事の場合(入札契約適正化法第11条)

建設工事の受注者(元請)が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結している と疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知し なければならない。

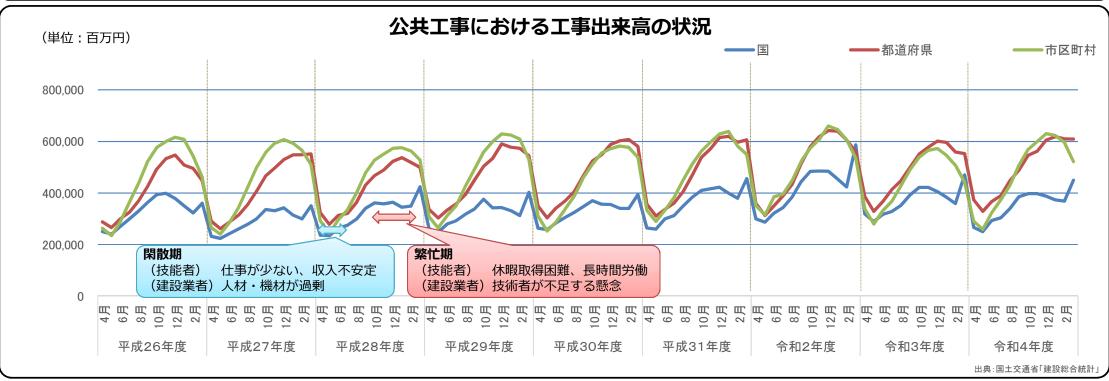
- ② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。(建設業法第19条の6)
 - ※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

- ③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等 は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指 示処分。 (通常と同様)
 - ※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

施工時期の平準化の必要性



- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ 新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化





施工時期の平準化の推進



技能者や受注者(建設業者)に期待される効果

- 〇 <u>技能者の処遇の改善</u>(特に休日の確保等)
- 〇 <u>年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化</u>
- 〇 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 〇 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 〇 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 〇 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

13

[施工時期の平準化] 平準化の促進に向けた取組 (『さ・し・す・せ・そ』の推進) 謍 国土交通省



債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期(4月~6月)においても工事 の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結さ れますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能 になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事など への対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用) (L)

余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調 整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 (す)

悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速 やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材 のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手 続を行うことができます。

早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表) (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期(特に4~6月)の執行率(契約率)の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

施工時期の平準化 - これまで講じた主な取組



令和2年度

- 地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、全地方公共団体の 平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表 (4月)
- <u>国土交通省と総務省の連名で、</u>平準化の取組の更なる推進を<u>地方公共団体へ要請</u> (5月)
- 〇 特に平準化が進んでいない人口10万以上の市(136団体)に個別ヒアリングを実施。 「さしすせそ」の取組が未実施の団体等を個別訪問などし、担当幹部に直接に要請
- <u>土木部局以外の部局間連携の推進</u>について、総務省と連名で通知。併せて、<u>農水省、文科省、</u> 環境省等、関係省庁からも都道府県等の事業部局に対して通知を発出 (9月)

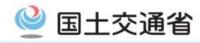
令和3年度

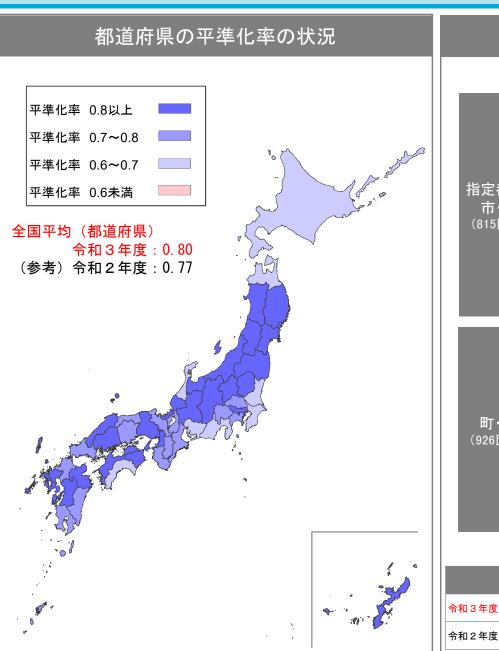
- 〇 平準化に資する<u>国庫債務負担行為の活用</u>について、これまで設定していた直轄事業に加えて <u>補助事業も対象</u>となったことを踏まえ、<u>債務負担行為の適切な設定等について要請</u> (4月)
- 全地方公共団体の平準化率と具体的な取組状況を<u>「見える化」して公表</u> (5月)
- 再度国土交通省と総務省の連名で、地方公共団体に対して要請 (5月)
- 〇 人口10万未満の市区で平準化の取組が遅れている団体を対象にヒアリングを開始 (10月)
- 市議会議長や町村議会議長に対して平準化の取組の重要性等について働きかけ (11月)

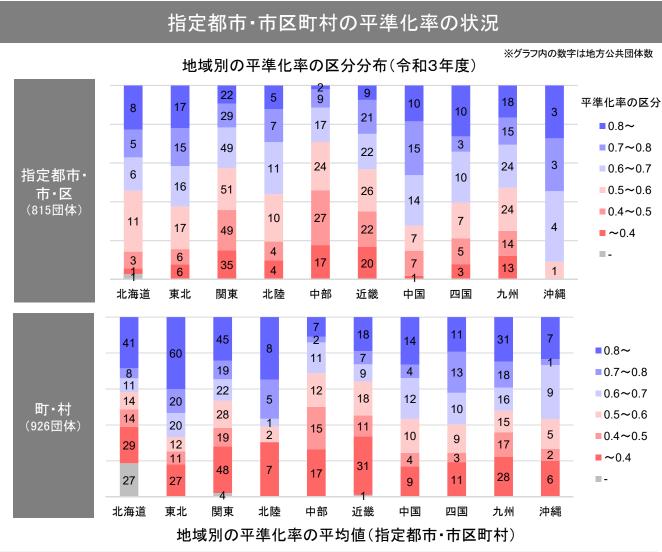
令和4年度

- <u>市町村議会に対して平準化の取組の重要性等について働きかけ</u> (11月)
- 〇 全地方公共団体の平準化率と具体的な取組状況を<u>「見える化」して公表</u> (1月)
- <u>国土交通省と総務省の連名で、</u>平準化の取組の更なる推進を<u>地方公共団体へ要請</u> (1・4月)
- 令和5年度
- <u>総務省と農林水産省と連名で、</u>平準化の取組の推進を<u>地方公共団体の農林部局を含む</u> 関係各部局へ要請 (5月)

[施工時期の平準化] 地方公共団体の進捗状況







※平準化率の定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度全体の月あたり工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出 (1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績)

関東

0.60

0.57

全国

0.62

0.57

北海道

0.65

0.64

東北.

0.68

0.56

東 北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 関 東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、

北陸

0.66

0.58

中部

0.52

0.51

東京都、神奈川県、山梨県、長野県

徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九 州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 北 陸:新潟県、石川県、富山県 沖 縄:沖縄県 中 部:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

沂畿

0.55

0.56

中国

0.66

0.62

沖縄

0.69

0.64

九州

0.62

0.54

四国

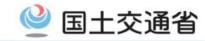
0.64

0.64

:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

[施工時期の平準化] 平準化率とは



○ 平準化率とは、通常閑散期である**4~6月期における公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標

平準化率 (件数) = $\frac{(4\sim6月期の月あたり平均稼働件数)}{(年度全体の月あたり平均稼働件数)}$

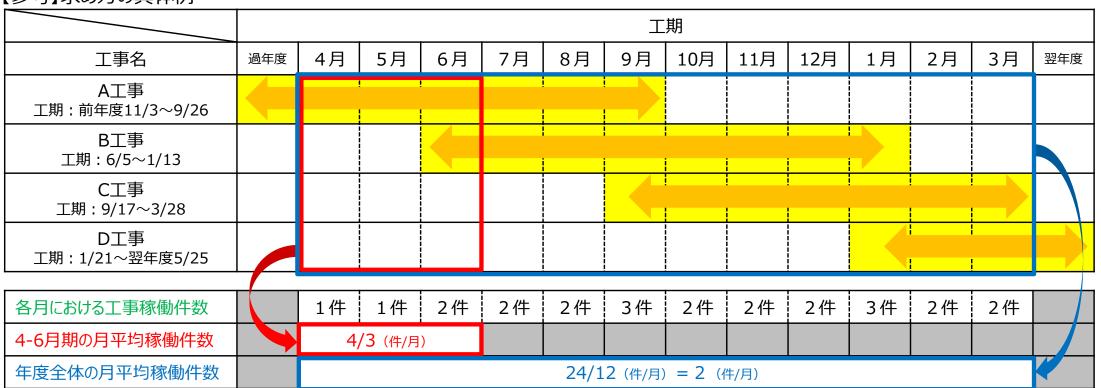
STEP 1 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数※を算出

STEP 2 4~6月期の月あたり平均稼働件数(4~6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数)を算出

STEP3 年度全体の月あたり平均稼働件数(当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数)を算出

STEP4 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例



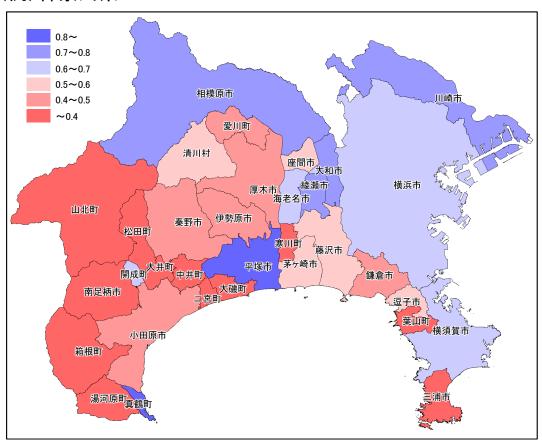
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント (例えば、工期が4/1~5/1の工事の場合、 4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント) 平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6月期の月あたり平均稼働件数)}{(年度全体の月あたり平均稼働件数)} = \frac{4/3}{2} = 2/3 =$ **0.67**

[施工時期の平準化] 地方公共団体における進捗・取組状況の「見える化」



- <u>地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「見える化」を実施</u>(最新版は令和5年1月公表)
- 主に以下の項目を「見える化」
 - 平準化率
 - 平準化の取組状況(「さしすせそ」の取組)

(例)神奈川県



	0.71		0.68		0.76		0.78	
神奈川県	#93 #9	横浜市	#93 #9	川崎市	#92 #9	相模原市	#939	

横須賀市	0.64	逗子市	0.59	海老名市	0.61	大磯町	0.33	四代町	0.67
(世) (t) (t)	3		3 @		30		349	刑 八	#3
五七十	0.88		0.31		0.58		0.38	開成町箱根町	0.29
平塚市	9	三浦市	3	座間市	#349	二宮町	3 \text{\text{\$\pi}}		1
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0.41	基 职士	0.49	***	0.21	₼ ₩ ™	0.30	箱根町 - 真鶴町 - 湯河原町 - 愛川町 - 優	0.80
鎌倉市	##	秦野市	#349	南足柄市	349	中井町	9		349
	0.52		0.47		0.76		0.29	箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町	0.25
藤沢市	#92 #9	厚木市	#349	綾瀬市	#24	大井町	3		3
小田原市	0.41	大和市	0.71	# J. m-	0.38	+/\ m ==	0.00	高川町	0.41
小田原川	サスセ	八仙山	#349	葉山町	#934	松田町	#39	後川町	#349
茅ケ崎市	0.59	/ 1 恭 王 士	0.42	÷ 110-	0.30	4845	0.32	注 111++	0.50
オン阿印	300	伊勢原市	#39	寒川町	-	山北町	39	/月八十十	9

(上段:平準化率)

※定義:4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度の月あたり工事平均稼働件数

※「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和3年度実績。1件当たり500万円以上)

(下段:該当する「さしすせそ」の取組状況)

※令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)より算出

※実績なしの地方公共団体は「一」と表示

国土交通省ウェブサイト:

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html

[施工時期の平準化] 地方公共団体における取組の事例集



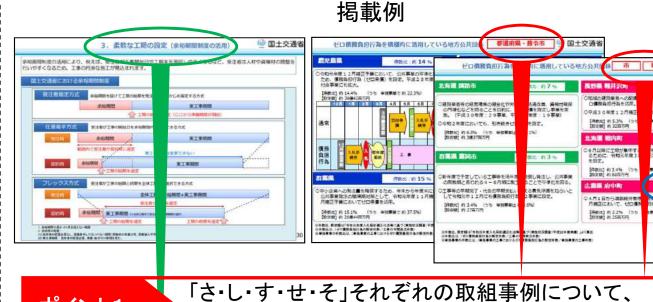
- 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、「地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)
- 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「さ・し・す・せ・そ」※の実施事例について紹介
 - ※(さ)債務負担行為の活用
 - ・工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用
 - (し)柔軟な工期設定
- (す)速やかな繰越手続
- (せ)積算の前倒し
- (そ)早期執行のための目標設定等
 - ・執行率等の設定・発注見通しの公表

表紙•構成

地方公共団体における平準化の推進 さしすせそ事例集【第4版】 令和2年4月 土地・建設産業局建設業課 大臣官房技術調査課

- 1. 平準化の概要
- 2. 債務負担行為の活用
- 3. 柔軟な工期設定 (余裕期間制度の活用)
- 4. 速やかな繰越手続
- 5. 積算の前倒し
- 6. 早期執行のための目標設定等 (参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)



ポイント1

「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について、 都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

ポイント2

一部の取組については、工事の年間発注件数に占める 実施割合(件数比)を掲載

ポイント3

平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介

→財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

国土交通省

きょうしゅう かん

市区町村の入札契約の取組改善に向けた働きかけ(都道府県公契連との連携)



- <u>都道府県公契連との連携体制の強化</u>について、令和4年度ブロック監理課長等会議において、原則全ての都道府県にて公契連 を開催する旨を申合せ。
- 〇 令和3年度に続き、令和4年度においても全47都道府県にて開催。その全てにおいて<u>国交省本省より説明等を行うことにより、全国の市区町村に対して直接働きかけ</u>。ダンピング対策や施工時期の平準化、円滑な価格転嫁の取組をはじめ、<u>市区町村レベルの入札契約の改善を推進</u>。
- 加えて、公共工事の施工確保や建設キャリアアップシステムなど、公共発注者が連携して対応すべき課題についても取組を推進。

説明テーマ

各都道府県における入札契約の改善に関する取組状況

- 適正な予定価格の設定法定福利費の適切な計上・内訳明示の推進、適切な設計変更、歩切りの根絶、円滑な価格転嫁の取組等
- ▶ ダンピング対策

 ダンピング対策の導入、算定式の見直し、価格の公表時期、
 低入調査の適切な実施等
- > 多様な入札契約方式
- ▶ 施工に必要な工期の設定 適正な工期の設定・週休2日の促進 適切な設計変更
- ➤ 施工時期の平準化
- ➤ 技能労働者の処遇改善 CCUS、保険未加入業者の排除 等

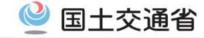


開催の様子 (令和4年10月19日・山梨県公契連(対面))

令和4年度開催実績

【対面 9団体、WEB 32団体、書面 6団体】

					• • • • • •			
都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式
北海道	8月	対面	石川県	10月	WEB	岡山県	11月	対面
青森県	2月	WEB	福井県	3月	書面	広島県	10月	WEB
岩手県	11月	対面	山梨県	10月	対面	山口県	2月	WEB
宮城県	9月	WEB	長野県	8月	WEB	徳島県	8月	WEB
秋田県	7月	対面	岐阜県	9月	WEB	香川県	2月	書面
山形県	2月	WEB	静岡県	1月	WEB	愛媛県	8月	WEB
福島県	7月	WEB	愛知県	9月	WEB	高知県	7月	WEB
茨城県	12月	WEB	三重県	8月	WEB	福岡県	1月	WEB
栃木県	2月	WEB	滋賀県	1月	WEB	佐賀県	3月	WEB
群馬県	9月	WEB	京都府	10月	WEB	長崎県	11月	対面
埼玉県	8月	WEB	大阪府	9月	対面	熊本県	2月	WEB
千葉県	11月	WEB	兵庫県	3月	書面	大分県	11月	WEB
東京都	3月	書面	奈良県	8月	WEB	宮崎県	1月	対面
神奈川県	11月	WEB	和歌山県	8月	書面	鹿児島県	10月	WEB
新潟県	8月	書面	鳥取県	11月	WEB	沖縄県	7月	WEB
富山県	11月	WEB	島根県	1月	対面			20

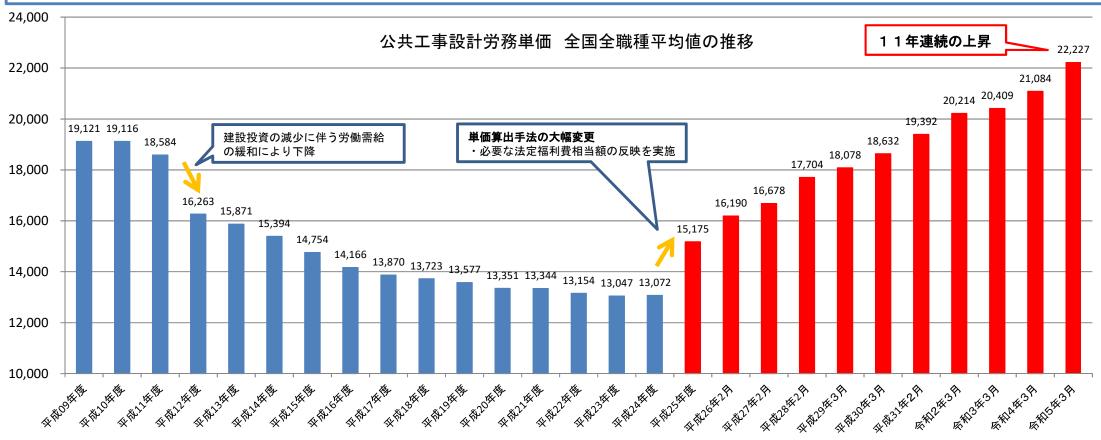


技能労働者の賃金水準の上昇

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について



○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇

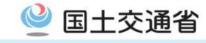


注1)金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。 注2)平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考:近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1% -	→ +7.1% →	+4.2% -	→ +4 .9% →	+3.4% →	+2.8% →	+3.3% →	+2.5% -	→ + 1.2% -	→ +2.5% <i>→</i>	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3% -	→ +6.9% <i>→</i>	+3.1% -	→ +6.7% →	+2.6% →	+2.8% →	+3.7% →	+2.3% -	→ +1.0% -	→ +3.0% →	+5.0%	+65.5%

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R5.3.29)



開催概要

日 時: 令和5年3月29日17:15~18:15

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ:建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進等

本意見交換会において、以下のことについて申し合わせを行った。

- 様々な課題があるものの、
 本年は技能労働者の賃金が
 概ね5%上昇することを目指して、
 全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日(4週8閉所等)の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

ダンピング受注の防止・更なる強化の徹底



ダンピング受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となる等の問題

発注者において内在する課題

- □ ダンピング受注を防止するための 適切な措置が講じられていない
- □ 発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制

〇公共工事品確法基本方針

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項 (中略)・・・ダンピング受注を防止するための適切な措置を 講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難と なるおそれがある低価格での契約の締結を許容している 発注者の存在 も指摘されており、・・・

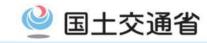




制度の実効性確保

- □ <u>適切な低入札価格調査基準又は</u> 最低制限価格を設定
- □ 調査基準価格を下回った金額で入 札した者に対しての<u>適切な調査の</u> 実施
- □ 一定の価格を下回る入札を失格と する「価格による失格基準」の積極 的な導入・活用

[ダンピング対策] 低入札価格調査基準の計算式の改定



低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、 履行可能性が認められない場合には、落札者としない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1~

【範囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

の範囲内で設定

【計算式】

- ·直接工事費×0.95
- •共诵仮設費×0.90
- •現場管理費×0.90
- •一般管理費等×0.55

上記の合計額×消費税

H29.4.1~

【範囲】

予定価格の

7.0/10~9.0/10

の範囲内で設定

【計算式】

- ·直接工事費×0.97
- •共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.90
- •一般管理費等×0.55

上記の合計額×消費税

H31.4.1~

【範囲】

予定価格の

7.5/10~9.2/10

の範囲内で設定

【計算式】

- ·直接工事費×0.97
- •共通仮設費×0.90
- •現場管理費×0.90
- •一般管理費等×0.55

上記の合計額×消費税

R4.4.1~

【範囲】

予定価格の

 $7.5/10 \sim 9.2/10$

の範囲内で設定

【計算式】

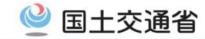
- •直接工事費×0.97
- •共通仮設費×0.90
- •現場管理費×0.90
- ·一般管理費等×0.68

上記の合計額×消費税





[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

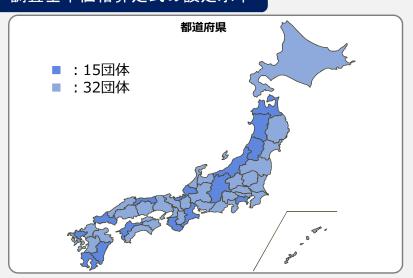


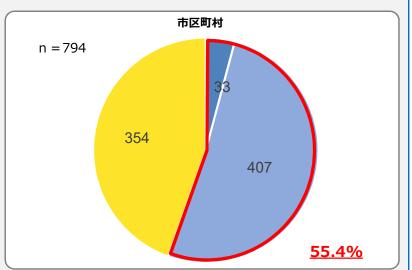
出典: 令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)

- 都道府県は、全ての団体※で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用

※算定式非公表、未導入の団体除く

調査基準価格算定式の設定水準





■:独自モデル(R4中央公契連モデル 以上の水準)

■:R4中央公契連モデル相当の水準

- : その他

■:算定式非公表

いずれの制度も未導入の団体

H18 484 団体



H20 359 団体



H24 232 団体



H29 126 団体



H30 109 団体



R 2 88 団体

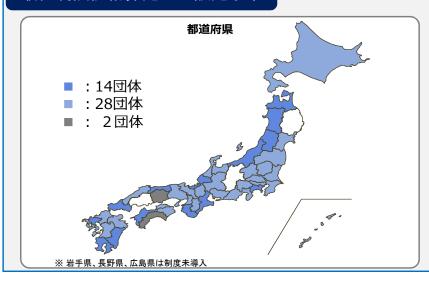


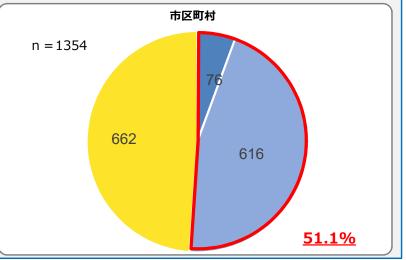
R 3 81 団体



R 4 73 団体

最低制限価格算定式の設定水準





[ダンピング対策] 地方公共団体における対策の「見える化」(令和4年11月公表) 🔮 国土交通省



- 地方公共団体におけるダンピング対策の取組状況について、「見える化」の取組を実施(令和4年11月公表)
- 各市区町村のダンピング対策の取組状況について、主に以下の項目を「見える化」
 - -低入札価格調査制度の導入状況 及び 調査基準価格算定式の設定水準
 - ー調査基準価格を下回った入札件数のうち排除を行った入札件数の実績(排除率)
 - 最低制限価格制度の導入状況 及び 最低制限価格算定式の設定水準

(例)神奈川県





令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果(令和3年10月1日時点)および 令和4年中央公契連モデルへの改正状況調査(令和4年8月1日時点)により作成

[ダンピング対策] 低入札調査基準価格を下回る受注における履行確保措置



〇調査基準価格を下回る受注に伴って、手抜き工事、下請しわ寄せ、契約不履行につながらないよう、<u>工事品質・下請代金・契約履行(3C)徹底のため5つの措置</u>を推進(ダンピング受注3C徹底のための『かきくけこ』の推進)
※今後、履行確保措置の実施について、自治体へ取組の強化を要請し、入契調査等を通じてフォローアップ

手抜き防止 (品質確保の徹底)

Construction Quality

~工事品質~

監督・検査の強化

技術者の増員

- 〇施工体制や監理技術者の専任制の把握確認について要領に基づく 点検の徹底に加え、施工状況を踏まえて随時点検を実施
- (か) 〇モニターカメラ等の設置による施工状況の把握、不可視部分の 出来形管理のためのビデオ撮影の義務づけ、施工計画書の内容の ヒアリングの実施など、発注者の監督・検査等を強化
- (き) 〇監理技術者に加え、受注者は同等の要件を満たす技術者等を 現場に追加配置

しわ寄せ排除

Cost ~下請代金~ 下請業者への 公正・透明(クリア)な 支払の確認 ○下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等元請下請 (**〈**) 双方に調査の上確認。(指導が必要と考えられる場合は、 許可行政庁へ立入り検査等を要請)

不履行への 対応強化 (発注者の備えの強化)

Contract ~契約の履行~

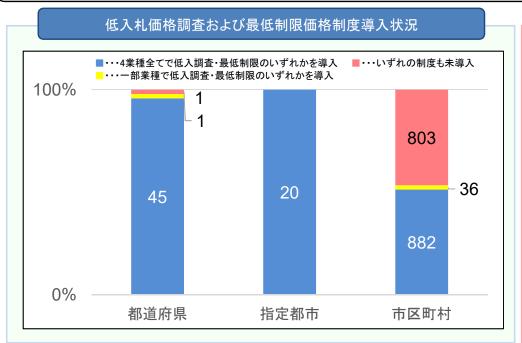
契約保証額の引上げ等

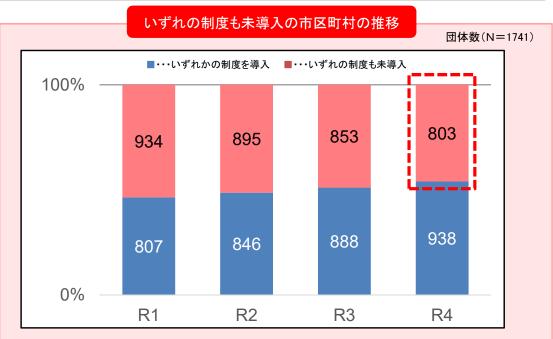
工事請負契約に係る 指名停止措置の強化

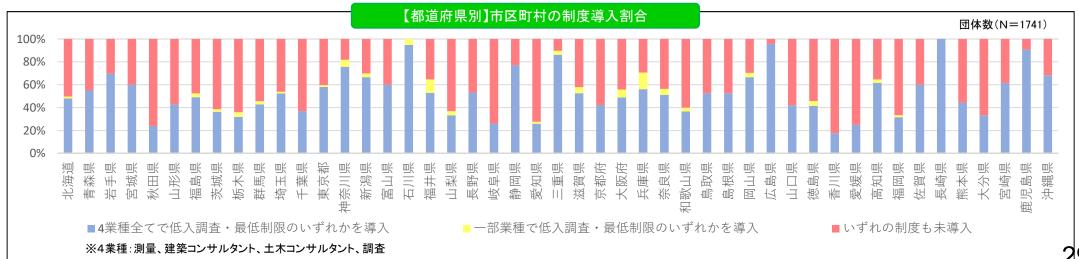
- 〇受注者が契約の締結と同時に付する必要のある保証の額の引上げ (**け**)
 - ○受注者が請求できる前払金の額の縮減
- (こ) 〇粗雑工事を生じた場合の工事請負契約に係る指名停止措置の強化

出典: 令和4年度 発注関係事務の運用に関する指針に基づく工事に関する業務の実施状況に関する調査

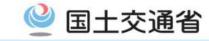
- 業務において「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」のいずれの制度も未導入の市区町村は約半数にのぼる
- 地方公共団体におけるダンピング対策の取組の更なる推進を図るため、「見える化」の取組を新たに開始(令和4年8月公表)
- 今後都道府県公共工事契約業務連絡協議会等と連携し、市区町村への直接的な働きかけを実施

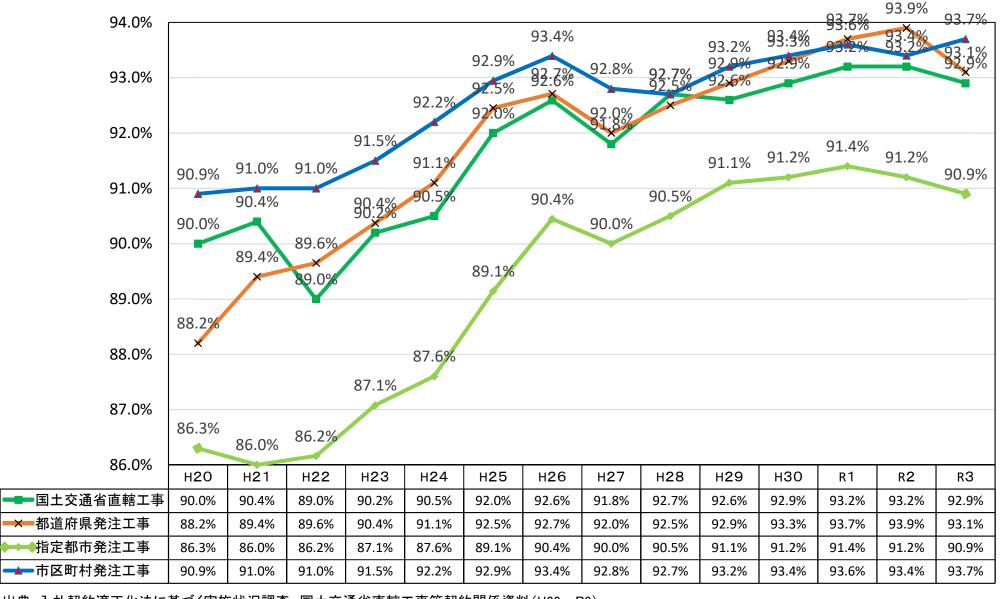






公共工事の落札率の推移





出典:入札契約適正化法に基づく実施状況調査、国土交通省直轄工事等契約関係資料(H29~R3)

[※]競争入札(一般競争入札及び指名競争入札)における平均落札率(単純平均)

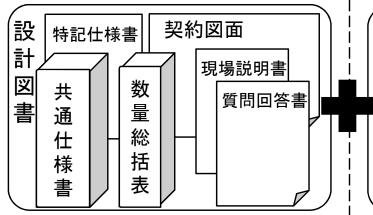
[※]国交省直轄工事は、8地方整備局(港湾空港関係除く)+官庁営繕部+国土技術政策総合研究所の3部門を件数で加重平均した値

[※]落札率未集計団体は除く



〇予定価格の設定にあたっては、<u>①適切に作成された仕様書及び設計書に基づき</u>、 <u>②市場における労務及び資材等の最新の実勢価格が適切に反映し</u>、 <u>③実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと</u> により適正な価格を設定する必要がある

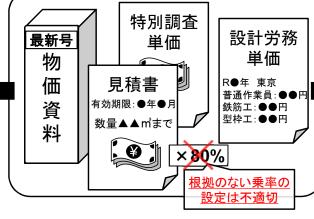
適切に作成された仕様書・設計書



適正な予定価格設定の確認ポイント

- ○工事目的物や現場の施工に関して必要な仕様 が明確に記述されているか
- ○各種技術基準等に照らして実現可能な設計か
- ○設計書の各資料において脱漏や誤記は無いか
- ○設計図書の各資料間の内容は整合しているか
- ○現場条件等の必要な事項について、現場説明書 等において条件明示が適切になされているか

労務・資材等の最新の実勢価格



- ○労務費には、地域にあわせた最新の設計労務単 価等を反映しているか
- ○物価資料の価格を適用する場合は最新の刊行物 に掲載されている価格に基づいているか
- ○見積等の価格を適用する場合に適切に反映できているか(根拠のない乗率等は設定しない)
- ○工事の条件と見積や物価資料掲載の価格の前提 条件(有効期限や施工数量)が整合しているか

通常妥当な経費の積算

道路土工

一掘削工

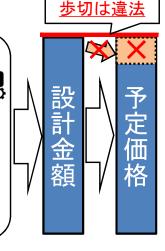
数量5000㎡

基

書

発生土処分費用

法定外労災保険料



- ○積算基準等に基づいて、現場条件等に整合した歩掛等 を適用した妥当な積算ができているか
- ○建設副産物の運搬・処分に要する費用、法定福利費や 法定外の労災保険料等の経費が含まれているか
- 〇歩切(設計金額の一部を、予定価格の設定段階において 控除する行為)を行わず、設計金額と同額の予定価格を 設定しているか

(参考)入札契約適正化法に基づく適正化指針における記載(抜粋)※

(1)適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、・・・公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、・・・建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。

公共工事における「歩切り根絶」の徹底



「歩切り」とは

『適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』※

※「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」 第2 4(1) より

予

定

価

格

決

定

市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の一部を、予定価格の設定段階において控除する行為



予定価格の適正な設定を求める品確法第7条第1項第1号に反する違反行為

積算段階

(積算基準等による設計書金額の算定)

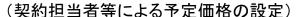
実勢価格を反映した積算

実勢価格を反映せず積算

【受注者からの指摘】

- ・資材単価について、メーカー公表価格に、 自治体が独自に不透明な乗率を掛けている。
- ・設計書(積算内訳)が公表されないため、 採用単価が不透明
- ・予定価格の設定は設計図書が適切であることが前提 等

予定価格設定段階



設計書金額と同額の予定価格を決定

設計書金額を<mark>控除して</mark>予定価格を決定

【控除(減額)の目的例】

- 慣例 ・ 自治体財政の健全化 ・ 公共事業費の削減
- ・他の工事に充てる予算の捻出
- ・追加工事が発生した場合に議会手続きを経ずに変更契約を実施
- ・入札契約制度の透明性・公正性の確保等(下記のケース)
 - 予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額に、システムで無作為に発生させた係数を掛ける
 - 事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げる

「歩切り」に **該当しない**

通常は 「歩切り」に 該当し、違法

合理的かつ 少額ならば やむを得ない 場合もある

設

計

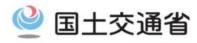
書

金

額

慣例 自治

法定福利費の適切な支払いのための取組について



請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について(令和3年12月1日付け総行行第419号・国不入企第33号

背景・必要性

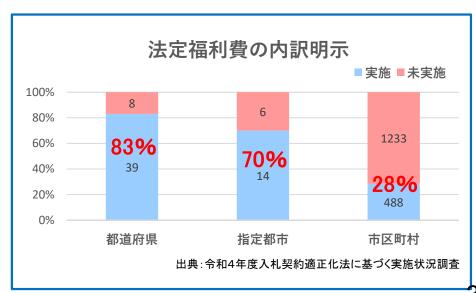
- ○受注競争が激化し、**本来は固定費であるべき労務費や法定福利費が変動費化**
- ○労務費や法定福利費を適正に負担しない企業が競争上有利になり、<u>適正に負担する企業が競争上不利となる</u> <u>矛盾した状態</u>が発生
- ○さらに、下請契約における当事者間の交渉力の格差と相まって、受注者が極度に低い価格で受注すれば、 専門工事業者や技能者にしわ寄せが発生し、賃金が低下
- ○<u>質の高い建設工事</u>を実施し、<u>建設業の将来の担い手を育成</u>するためには、下請企業のみならず、発注者、 元請・下請企業等、関係者全体で総合的な取組が必要
- ○法定福利費内訳明示の取組により、元請企業において、法定福利費が義務的経費であることの認識を高め、 適正な金額による下請契約を促進

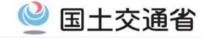
標準約款の改正(H29.7)

○ 標準約款(公共/民間/下請)において、受注者が 作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利 費を内訳として明示することを標準化

公共発注者における取組状況

○ 国では法定福利費を明示させる取組が進む一方、 都道府県、市区町村では一部の団体に留まる





建設キャリアアップシステム



建設キャリアアップシステム(CCUS)の概要



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が 客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、
- ③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、<u>業界団体と国が連携して官民一体で普及</u>を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営: (一財) 建設業振興基金

技能者情報等の登録





·本人情報

·保有資格

·社会保険加入等

【事業者情報】

- ・商号
- 所在地
- ·建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- 現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制



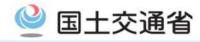


業履歴を蓄積



- 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)
 - → 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年6月末)



技能者の登録数

121.8万人が登録

※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人

事業者の登録数

23.1万社が登録

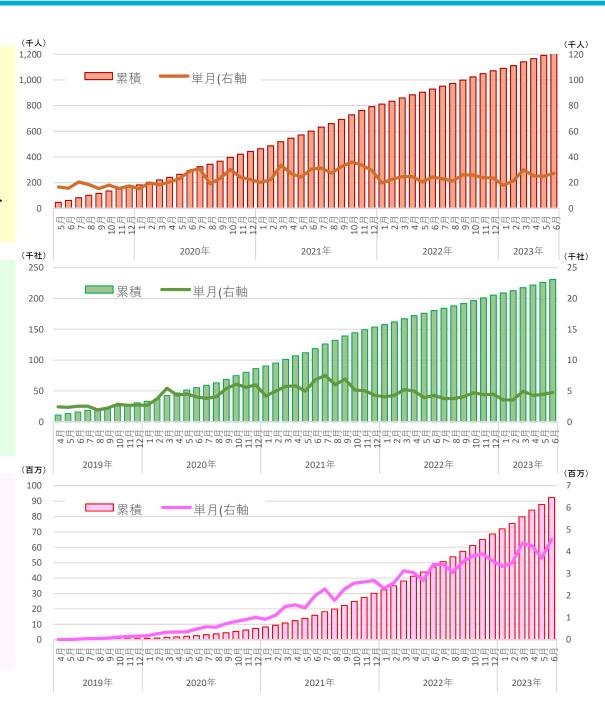
※うち一人親方は7.5万社

就業履歴数

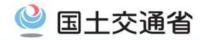
現場での利用は増加傾向

※6月は455万履歴を蓄積

出所:建設業振興基金データより国土交通省



公共工事におけるCCUS活用の促進



- ○建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- ○国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履 歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、 達成状況により工事成績評定で加点

【土木工事】(R4年度実績・予定(R5.2末現在)、青字はR4.7より)

- O CCUS義務化・活用推奨モデル工事
 - (義務化:76件、WTO対象工事) (活用推奨:94件、Bランク以上)
- → 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施 ※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- ➤ これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、<u>建設業界</u> の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- ▶ カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)
- 地元業界の理解がある44都道府県において、直轄Cランク工事でのモデル工事を試行 (活用推奨:214件、Cランク工事)
- 〇 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で42件)

【港湾·空港工事】(R4年度契約)

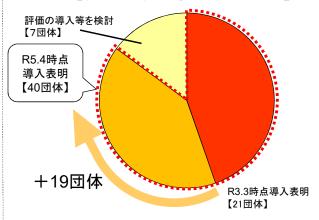
O CCUS活用モデル工事 (全国で119件)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業での モデル工事や先行する県による 総合評価での加点等を踏まえた 取組を要請(R2年4月)

○ 40道府県が企業評価の導入等を表明、 他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※ 市町村に対しても要請し、都道府県公契連で の周知に加え、人口10万以上の全ての市区 に対して国から直接ヒアリング等を実施

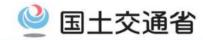
(令和5年6月30日現在 国土交通省調べ)

独法•特殊会社

国土交通省より、独立行政法人 等に対してCCUS活用を周知 (R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原 則全ての新規建設工事で推奨モデル 工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 〇 水資源機構においてR3年度に義務化 モデル工事を1件実施。その他本社契 約の土木一式工事は推奨モデル工事 として原則実施
- 〇 R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。 また阪神高速道路において活用推奨 モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 〇 鉄道·運輸機構においてR3年度から 義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況



- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた45都道府県で実施予定。
- 〇 都道府県発注工事は、40道府県が企業評価の導入等を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明

※モデル工事の工事評定での加点(22道府県)、総合評価における加点(21府県)、カードリーダ等費用補助(16道県)など

都道府県名	国直轄 Cランク 工事	都道府県工事での 評価等	都道府県名	国直轄 Cランク 工事	都道府県工事での 評価等
北海道		●★	滋賀県	•	©
青森県		Δ	京都府	•	• 💿
岩手県		●★	大阪府	•	0
宮城県		●◎★	兵庫県		© O
秋田県		©O	奈良県	•	0
山形県		Δ	和歌山県	•	0
福島県		• 💿	鳥取県	•	⊚★
茨城県		•	島根県	•	©
栃木県		• ©	岡山県		
群馬県		●◎○★	広島県	•	• 💿
埼玉県		●0★	山口県	•	
千葉県		Δ	徳島県	•	0
東京都		Δ	香川県	•	⊚★
神奈川県		⊚ ★	愛媛県	•	●★
新潟県		Δ	高知県	•	Δ
富山県		Δ	福岡県	•	0★
石川県		0	佐賀県	•	*
福井県		•0	長崎県	•	©
山梨県		0	熊本県		●★
長野県		© O	大分県		*
岐阜県		●★	宮崎県		●◎○★
静岡県		•	鹿児島県		• 💿
愛知県		•	沖縄県		
三重県		●★		(令和5	年6月30日現在)

<直轄Cランクエ事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中 ※カードリーダ等の費用は発注者が負担 ※北海道は0.5億~2.5億円

<都道府県工事での評価等>

- モデルエ事等工事評定での加点
- 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダ等費用補助
- △ 検討中

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の 登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発 注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設 マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格 8000万円以上が対象) 等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で 加点 (試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録 と活用」を実施する場合に加点評価 (試行)

※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者 希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能 者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定

にて加点

評価実施

今後檢討

【宮城県】全工事の成績評定及び 総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事 を受注者希望の推奨工事に位置 づけ。うち20件程度に発注者指定の 義務化工事を適用。また、総合評価 方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公 告案件で、CCUSの活用を加点項 目に追加

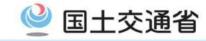
【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、 元請がCCUSに事業者登録している 場合に「企業の施工能力」の項目として 0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に 準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況



令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

○ 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために 必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を 実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①~③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事

【 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事

③ 災害応急工事

〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①~③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履 歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
- * 現場・契約情報:現場名、住所、連絡先、現場管理者等
- ** <u>直接入力によらない方法:</u>就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<u>https://www.auth.ccus.jp/p/certified</u> 参照、2023年2月現在、建レコほか13システムを認定) により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

【CCUS登録済企業の対応見通し】

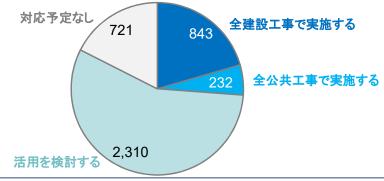
- 〇来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの 経審受審企業に対して、現時点での対応見通しを アンケート調査 (R4年8月)
- ※有効回答企業数 9.585社

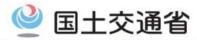
(回答総合工事業者の元請完工高:16.7兆円(申告ベース))

[元請総合工事業者] 回答企業数 5,026 社



[設備・専門工事業者] 回答企業数 4,106 社





令和3年度補正予算 1.5億円

- 〇発注者がCCUSを活用し、施工体制台帳等の閲覧、CCUSの利用状況の確認、工期内における技能者の週休2日の達成状況の確認できるよう、措置
 - (<u>※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備</u>)
 - (※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。12月9日にリリース済み。)
 - (1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票 の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通 知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票
 - ※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

(2) 発注工事におけるCCUSの 利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者の<u>CCUS就業履歴</u> の蓄積状況
- ◎ <u>事業者のCCUSの登録</u>状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況
- ※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積 状況」も確認可能とする。(全工期まとめての集計とすること を検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は5 5職種により集計を行う。)

(3) 技能者の当該工事における 週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の 週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況
 - ※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)







CCUSモデル工事の履行状況の 確認事務の合理化



週休2日工事における、達成状況の 確認に資する(②とセット)

CCUSの能力評価等を反映した手当支給



- 能力評価等を独自の手当てに反映する取組を、50社超の元請が実施・検討。優良事例について水平展開を継続。
- 技能者への手当は、下請企業から支払われるもの、元請企業から直接支払われるものいずれも労務単価に反映。

西松建設

CCUSレベル別の優良技能者制度(協力会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(うち特に模範となる方:3,000円/日)。

富士ピー・エス

FPSマイスター制度(協力会等対象)にCCUSレベルを反映。銀:1万円/月、金:1.5万円/月(うちPC工事基幹技能者他要件充足:2万円/月)。

村本建設

評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下: 2,000円(R4.11から)、銀: 3,000円、金: 3,500円/日。R5.6より推薦要件化も検討。

奥村組

現場・エリアマイスターはカード保有者、スーパーマイスターは銀以上を条件に。手当額:現場1,000円、エリア2,000円、スーパー3,000円/日。

新谷建設

CCUSの金カード保有者に対し、手当日額200円を支給。カード色別手当の導入についても検討中。

青木あすなろ建設

R3.4より、マイスター制度においてCCUS登録を条件化し、報奨金2,000円/日を支給。今後能力種別による金額の差をつけることを検討する予定。

鴻池組

職長マスターの手当2,000円/日。金カード保有の職長マスターに対して、手当の増額を検討。

東急建設

CCUSを東急建設マイスター制度の認定要件に(認定一時金10万円、手当2,000円/日)。現時点では手当一律、レベル別手当は検討中。

東洋建設

CCUSランク、自社現場従事期間、保有資格を基準とした優良職長制度(3ランクを設定)の導入を検討中。

ヤマウラ

CCUSカード色別の昇給要件の導入を検討。

鹿島建設

職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担。

五洋建設

独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に。

清水建設

CCUSの金カード保有を優良技能者手当支給の要件に。CCUS登録技能者の民間工事を含めた建退共掛金を全額負担。

竹中工務店

CCUSカードの保有を優良技能者の条件に。民間工事においてCCUS登録を条件として建退共掛金を全額負担。

三井住友建設

コンストラクション・マイスター制度の認定条件にCCUS登録を追加。CCUS登録技能者について、民間工事含め建退共掛金の全額負担を予定。

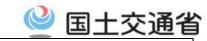
矢作建設工業

民間の鉄道軌道工事に従事する協力会社を対象に、CCUS登録技能者については、建退共掛金の全額負担を予定。

【各社優良職長制度における要件化】:淺沼組、大林組、大林道路、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛島建設、中山組、日本国土開発、 橋本店、長谷エコーポレーション、フジタ、馬淵建設 等

【活用検討中】:安藤ハザマ、大林道路、オリエンタル白石、川田工業、公成建設、ショーボンド建設、大成ロテック、大豊建設、東鉄工業、南海辰村建設、NIPPO、ピーエス三菱、 福田組、藤木工務店、不二建設、不動テトラ、前田建設工業、増岡組、松井建設、松尾工務店、宮坂建設工業、宮地エンジニアリング、森本組、守谷商会、山田組、りんかい日産 建設 等

建設技能者のスキル向上・処遇改善に向けた建設キャリアアップシステムの導入促進事業



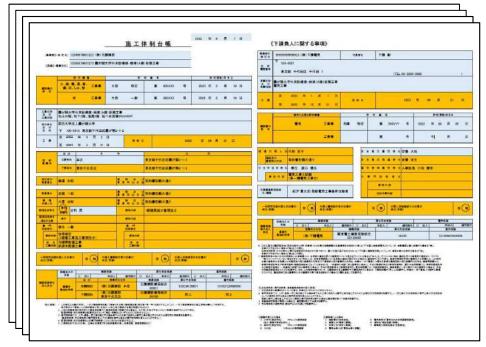
令和4年度2次補正予算5.5億円

- 〇 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。
- 〇 デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、施工体制台帳等*ヘデータが反映できるようシステムを改修 ※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

カードリーダー改修

CCUSカード 従来のカードリーダー 就業履歴登録 1~3万円程度 技能者ID 就 業履歴登録 再発行回数 カード製造番号 安価なカードリーダー ゚゚゚゚゚゚゚゚ CCUS 3,000円程度~ ij 建 建設キャリアアップシステム 建設 桜子 今回対応範囲

施工体制台帳等改修



- ■現行反映項目:元請/下請事業者名、工事名称、現場住所·工期 等
- ■今回対応範囲:許可業種、外国人従事有無、発注者情報等
- 今回改修を実施することで、<u>システムの利用コスト軽減、現場管理・作業効率化などの生産性向上</u>を実現、 利用の促進を図ることで、技能者の能力評価のステップアップ、処遇改善につなげる。

CCUSレベル別年収の概要 国土交通省による試算

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
 - ※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全 国 (全 分 野)(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
(下位 ~ 中位)	(中位)	(中位)	(中位~上位)
3,740,000 ~ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000~8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位~上位)	能力評価分野	レベル4 (中位 ~ 上位)
電気工事	6,250,000円 ~ 7,690,000円	型枠	7,080,000円 ~ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ~ 8,580,000円	配管	6,120,000円 ~ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ~ 8,250,000円	とび	6,970,000円 ~ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ~ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ~ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ~ 8,490,000円	土 エ	6,790,000円 ~ 8,490,000円

- <試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 - ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
 - ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成(必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものでは
 - ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

CCUSレベル別年収① 国土交通省による試算

		レベル1			レベル2			レベル3			レベル4	
能力評価分野	下位 ~	中位 ~	上位									
電気工事	3,150,000 ~	4,250,000 ~	5,350,000円	3,750,000 ~	5,030,000 ~	6,310,000円	4,330,000 ~	5,880,000 ~	7,430,000円	4,800,000 ~	6,250,000 ~	7,690,000円
橋梁	4,530,000 ~	6,070,000 ~	7,620,000円	5,280,000 ~	6,990,000 ~	8,690,000円	5,870,000 ~	7,830,000 ~	9,790,000円	6,690,000 ~	8,570,000 ~	10,460,000円
造園	3,260,000 ~	4,430,000 ~	5,600,000円	3,680,000 ~	4,860,000 ~	6,050,000円	3,790,000 ~	5,240,000 ~	6,690,000円	4,420,000 ~	5,870,000 ~	7,320,000円
コンクリート圧送	3,740,000 ~	4,990,000 ~	6,230,000円	4,220,000 ~	5,620,000 ~	7,020,000円	4,400,000 ~	6,110,000 ~	7,820,000円	5,260,000 ~	7,030,000 ~	8,790,000円
防水施工	3,710,000 ~	4,980,000 ~	6,250,000円	4,330,000 ~	5,730,000 ~	7,120,000円	4,810,000 ~	6,420,000 ~	8,020,000円	5,480,000 ~	7,030,000 ~	8,570,000円
トンネル	4,530,000 ~	6,080,000 ~	7,630,000円	5,290,000 ~	6,990,000 ~	8,690,000円	5,870,000 ~	7,830,000 ~	9,790,000円	6,690,000 ~	8,580,000 ~	10,460,000円
建設塗装	3,720,000 ~	4,990,000 ~	6,250,000円	4,340,000 ~	5,730,000 ~	7,130,000円	4,810,000 ~	6,420,000 ~	8,030,000円	5,490,000 ~	7,030,000 ~	8,580,000円
左 官	3,570,000 ~	4,790,000 ~	6,010,000円	4,170,000 ~	5,510,000 ~	6,850,000円	4,630,000 ~	6,180,000 ~	7,720,000円	5,280,000 ~	6,760,000 ~	8,250,000円
機械土工	3,790,000 ~	5,050,000 ~	6,310,000円	4,270,000 ~	5,690,000 ~	7,110,000円	4,460,000 ~	6,190,000 ~	7,920,000円	5,330,000 ~	7,120,000 ~	8,900,000円
海上起重	3,840,000 ~	5,210,000 ~	6,580,000円	4,330,000 ~	5,720,000 ~	7,110,000円	4,460,000 ~	6,160,000 ~	7,870,000円	5,200,000 ~	6,900,000 ~	8,610,000円
P C	4,530,000 ~	6,070,000 ~	7,620,000円	5,280,000 ~	6,990,000 ~	8,690,000円	5,870,000 ~	7,830,000 ~	9,790,000円	6,690,000 ~	8,570,000 ~	10,460,000円
鉄筋	3,680,000 ~	4,930,000 ~	6,190,000円	4,290,000 ~	5,670,000 ~	7,060,000円	4,770,000 ~	6,360,000 ~	7,950,000円	5,430,000 ~	6,960,000 ~	8,490,000円
圧 接	3,680,000 ~	4,930,000 ~	6,190,000円	4,290,000 ~	5,670,000 ~	7,060,000円	4,770,000 ~	6,360,000 ~	7,950,000円	5,430,000 ~	6,960,000 ~	8,490,000円
型枠	3,740,000 ~	5,010,000 ~	6,290,000円	4,360,000 ~	5,770,000 ~	7,170,000円	4,840,000 ~	6,460,000 ~	8,080,000円	5,520,000 ~	7,080,000 ~	8,630,000円
配管	3,080,000 ~	4,160,000 ~	5,240,000円	3,670,000 ~	4,930,000 ~	6,190,000円	4,240,000 ~	5,760,000 ~	7,270,000円	4,710,000 ~	6,120,000 ~	7,540,000円
<u>د</u>	3,680,000 ~	4,940,000 ~	6,200,000円	4,300,000 ~	5,680,000 ~	7,070,000円	4,770,000 ~	6,370,000 ~	7,960,000円	5,440,000 ~	6,970,000 ~	8,510,000円

CCUSレベル別年収② 国土交通省による試算

64 1 = 7 PT () FT		レベル1			レベル2			レベル3			レベル4	
能力評価分野	下位 ~	中位 ~	上位									
内装仕上工事	3,750,000 ~	5,030,000 ~	6,320,000円	4,380,000 ~	5,790,000 ~	7,200,000円	4,860,000 ~	6,490,000 ~	8,110,000円	5,540,000 ~	7,100,000 ~	8,670,000円
サッシ・CW	3,830,000 ~	5,140,000 ~	6,440,000円	4,470,000 ~	5,910,000 ~	7,340,000円	4,960,000 ~	6,620,000 ~	8,270,000円	5,650,000 ~	7,250,000 ~	8,840,000円
建築板金	3,760,000 ~	5,040,000 ~	6,320,000円	4,380,000 ~	5,790,000 ~	7,210,000円	4,870,000 ~	6,490,000 ~	8,120,000円	5,550,000 ~	7,110,000 ~	8,670,000円
外壁仕上	3,570,000 ~	4,790,000 ~	6,010,000円	4,170,000 ~	5,510,000 ~	6,850,000円	4,630,000 ~	6,180,000 ~	7,720,000円	5,280,000 ~	6,760,000 ~	8,250,000円
ダクト	2,960,000 ~	4,000,000 ~	5,030,000円	3,520,000 ~	4,730,000 ~	5,940,000円	4,070,000 ~	5,530,000 ~	6,980,000円	4,520,000 ~	5,880,000 ~	7,230,000円
保温保冷	3,290,000 ~	4,440,000 ~	5,590,000円	3,910,000 ~	5,250,000 ~	6,590,000円	4,520,000 ~	6,140,000 ~	7,760,000円	5,020,000 ~	6,530,000 ~	8,040,000円
グラウト	3,610,000 ~	4,820,000 ~	6,020,000円	4,080,000 ~	5,430,000 ~	6,780,000円	4,250,000 ~	5,900,000 ~	7,550,000円	5,090,000 ~	6,790,000 ~	8,490,000円
冷凍空調	3,390,000 ~	4,570,000 ~	5,760,000円	4,030,000 ~	5,410,000 ~	6,790,000円	4,660,000 ~	6,320,000 ~	7,990,000円	5,170,000 ~	6,720,000 ~	8,280,000円
基礎ぐい工事	3,610,000 ~	4,820,000 ~	6,020,000円	4,080,000 ~	5,430,000 ~	6,780,000円	4,250,000 ~	5,900,000 ~	7,550,000円	5,090,000 ~	6,790,000 ~	8,490,000円
タイル 張り	3,030,000 ~	4,060,000 ~	5,100,000円	3,530,000 ~	4,670,000 ~	5,810,000円	3,920,000 ~	5,240,000 ~	6,550,000円	4,470,000 ~	5,730,000 ~	6,990,000円
消防施設	3,080,000 ~	4,160,000 ~	5,240,000円	3,670,000 ~	4,930,000 ~	6,190,000円	4,240,000 ~	5,760,000 ~	7,270,000円	4,710,000 ~	6,120,000 ~	7,540,000円
建築大工	3,670,000 ~	4,920,000 ~	6,170,000円	4,280,000 ~	5,660,000 ~	7,040,000円	4,750,000 ~	6,340,000 ~	7,930,000円	5,420,000 ~	6,940,000 ~	8,470,000円
硝子工事	3,410,000 ~	4,580,000 ~	5,740,000円	3,980,000 ~	5,260,000 ~	6,550,000円	4,420,000 ~	5,900,000 ~	7,370,000円	5,040,000 ~	6,460,000 ~	7,880,000円
± I	3,610,000 ~	4,820,000 ~	6,020,000円	4,080,000 ~	5,430,000 ~	6,780,000円	4,250,000 ~	5,900,000 ~	7,550,000円	5,090,000 ~	6,790,000 ~	8,490,000円
ウレタン断熱	3,290,000 ~	4,440,000 ~	5,590,000円	3,910,000 ~	5,250,000 ~	6,590,000円	4,520,000 ~	6,140,000 ~	7,760,000円	5,020,000 ~	6,530,000 ~	8,040,000円
発破・破砕	4,230,000 ~	5,670,000 ~	7,120,000円	4,940,000 ~	6,530,000 ~	8,120,000円	5,480,000 ~	7,310,000 ~	9,140,000円	6,250,000 ~	8,010,000 ~	9,770,000円

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 〇 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請·下請·民間発注者に対して取組を要請。 また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。
 - ※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号) 【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号) 【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組ついて」(令和3年12月1日付総行行第419号・国不入企第33号

下請への要請

- ■労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- ■CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨
- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額 の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】

(100㎡あたり)

001	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	00,000円/人	000,000円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	00,000円/人	000,000円
	В円		

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
- 〇予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に 少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して 算出根拠の確認を指示
- ◎受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

元請への要請

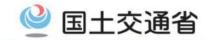
■労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見 積がされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準 見積書との整合に留意

民間発注者への要請

- ◎法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

CCUSの就業履歴蓄積と能力評価の加速化に向けた更なる取組強化



- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」となるよう、業界と一体となって取組を加速化
- ※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- ◎ 市販の安価なカードリーダーでも対応可能なシステムや安価に 電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組を本年中に提供開始
- ◎ カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積できるよう、調査結果を踏まえ来年度早期のシステム供用開始を目指す
- ◎ CCUS新規登録事業者にカードリーダーの無償貸与を実施(建設業振興基金にて継続)

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

◎「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。

(相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、 上記のカードリーダーの無償貸与等を周知)

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金(2/3補助)の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

◎能力評価基準が策定されていない分野について専門工事業団体による基準作成等に対して支援

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

◎評価申請を増進するため、専門工事業団体による能力 評価実施体制の整備や周知活動に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

◎技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能と するよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

○ 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- ◎元請会社には、現場でのカードリーダー等の設置を進めていただくよう、お願いします。
- ◎業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いします。

CCUS技能者登録・能力評価手続のワンストップ化

○ CCUSへの技能者登録を行う際に、同時に、能力評価申請を行い、能力評価(レベル)を反映したカード発行 を可能とする。(ワンストップ化) ※レベル判定は能力評価実施団体により実施 【令和6年度目途に供用開始予定】

事業者のみにおけるワンストップ化の 手続きの流れ

① 技能者登録・能力評価の申請同時提出

【技能者による申請は不可であり、事業者のみによる代行申請注1が可能】

- ・申請者は、CCUSへの登録申請と同時に、能力評価手続を 申し込むことを認める注2
- 「評価手数料」注3を支払い、振込明細(建設技能者能力評 価制度推進協議会あて振込時の領収書等)を添付
- CCUS登録手数料を納付。
- (注1) オンライン申請のみ可能、認定登録機関による申請は不可(P)
- (注2) 詳細型の申請であることが必要 (注3) 判定料の減額余地は要検証

②CCUSから各能力評価実施団体に判定依頼

・CCUSのシステムに申請者の技能者情報を登録して、各能 力評価実施団体に能力判定を依頼



③ 能力評価実施団体による判定

・能力評価実施団体において、資格情報及び経歴証明書(就 業日数・職長等の就業日数)を、能力評価基準で確認



④ 判定の終了後、CCUSに判定結果を通知

- ・能力評価判定終了後、判定結果をCCUSのシステムに通知 (暫定運用スキームで整備する通知システムを使用)
- ※申請者本人に対して別途、判定結果通知書を発行



⑤登録の完了と、能力評価を反映したカード発行

・能力評価のレベルに応じた色カードを発行

技能者登録・能力評価同時申請の概要

(一財) 建設業振興基金



②レベル判定依頼

④ 判定結果の送信

※CCUS登録とレベル判定申込み が同時にされる場合は、白カー ドは発行しない(登録を済ませ てID作成のみ行う)

建設技能者能力評価 制度推進協議会

能力評価実施団体

- ③ レベル判定の実施
- ・就業日数
- ・職長等としての就業日数
- ・資格情報

を能力評価基準に照らし判定

①登録・レベル判定 同時申込

(CCUS登録申請) (能力評価申請)



④'判定結果通知

⑤登録完了、能力評価を 反映したカード発行 (金・銀・青)







代行申請者※





【CCUS登録申請用情報】

- 〇本人情報
- 〇保有資格·講習受講記録
- 〇社会保険加入状況

【能力評価申請用情報】

- ①就業日数
- (②保有資格·講習受講記録)
- ③職長・班長としての就業日数
- ⇒①③は経歴証明書によることが前提

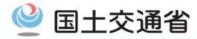
※経歴証明の提出は、真正性の担保として、事業者からの提出を原則としている。

建設キャリアアップシステム

国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアパスや処遇の見通しをもてる、技能・経験に応じて給与を引上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国交省と建設業団体で連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

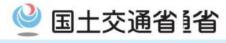




価格転嫁対策

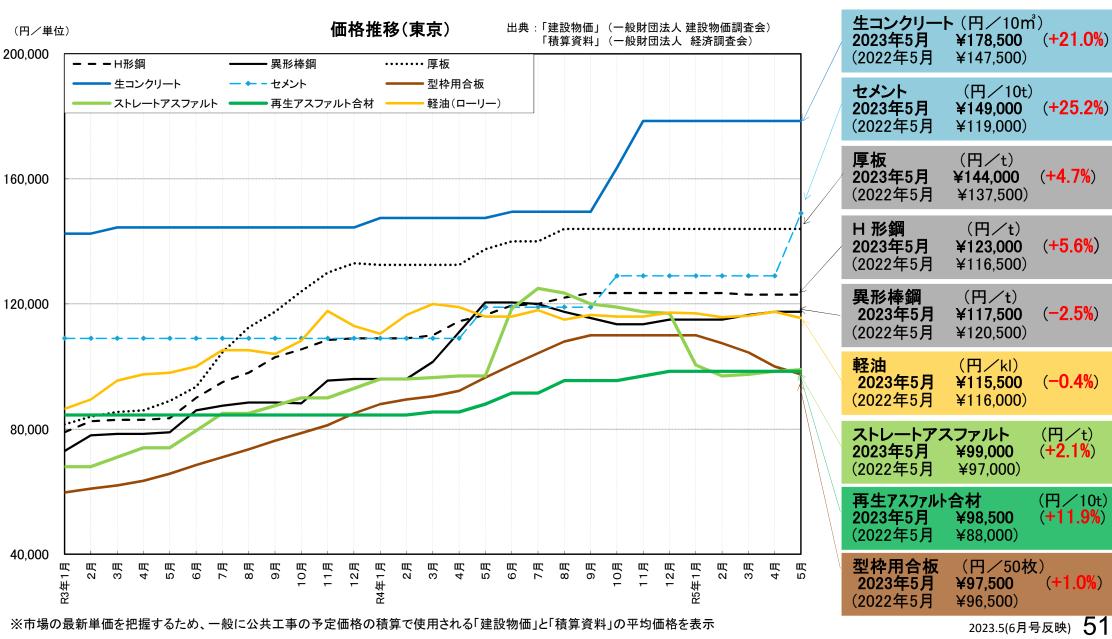
主要建設資材の価格推移

出典:「建設物価」(一般財団法人建設物価調査会) 「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)



〇2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。

〇足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。





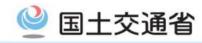
転嫁円滑化施策パッケージ(令和3年12月27日)(抜粋)

- 5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化
- (1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底
 - ・公共工事の発注者(地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等)に対し、<u>労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の</u>確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、<u>公共工事の品質確保</u>の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
 - ・公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期 の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通 省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

原油価格・物価高騰等総合緊急対策(令和4年4月26日)(抜粋)

- 賃上げ・価格転嫁対策
 - ▶ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金 引上げの環境を整備するため、関係省庁や下請事業者から広範囲に情報提供を受け付け、 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」などに対する 取締りを強化するなど、取引適正化の取組を進める。
 - ▶ 建設業・造船業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金・船価の設定や 適切な工期の確保が図られるよう、公共・民間発注者等に対して周知徹底を図る。

適切な価格転嫁に向けた発注者等への周知徹底



「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号~第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

◇ 取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保に加え、本年実施したモニタリング 調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されて いる請負代金や工期の変更に関する規定(ス ライド条項等)を適切に設定すること

契約締結後

それらの規定を適切に 運用すること

受注者や下請から協議の申出があった場合は適 切に応じること等により、状況に応じた必要な契 約変更を実施するなど、適切な対応を図ること

◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者 団体

- 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、発注者との契約においても適切な対応を図ること
- ・資材業者等に対しても同様の配慮を行うこと

公共 発注者 ・資材単価の改定を月ごとなど適時に行うこと、状況を踏まえ単価設定のための調査の時期前倒し・頻度増加等の対応をとること、 可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映すること

民間 発注者

- ・建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、 受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、適切な対応を図るべきこと
- ◇ 価格転嫁に関する相談等を「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けている旨周知

「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、経産省製造産業局長・国交省不動産・建設経済局長 → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

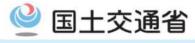
◇ 上記に加え、アスファルト合材の取引に関係する事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に 価格へ転嫁できるよう、当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

「都道府県等への情報提供について」・「建設資材の取引価格の把握及び請負代金への反映について」

(令和4年6月6日事務連絡、経産省素材産業課長·国交省建設業課長 → 全生連、都道府県·指定都市)

- ◇ 生コンクリート製造業界に対し、協組等が発表する**価格改定の内容について都道府県・指定都市へ情報提供**するよう要請
- ◇ 都道府県・指定都市に対し、当該情報も参考としつつ、最新の取引価格の把握・請負代金への適切な反映に努めるよう要請53

建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組



サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施 主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

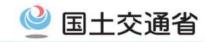
<u>直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施</u>するとともに、<u>地方公共団体等に対し、最新の</u> 実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- ▶ 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請(公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請)
- ▶ 都道府県における資材単価の設定状況等について見える化し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施

今後の更なる取組

- ▶ 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- ▶ 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけると ともに、<u>資材価格変動に対応しやすい契約について検討</u>

建設工事標準請負契約約款における請負代金額変更の規定(スライド条項)



◎公共工事標準請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負 代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する 請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前 残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負 代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又 は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 <u>予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。</u>
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協 議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

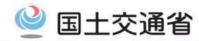
[注]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎<u>民間建設工事</u>標準請負契約約款

(請負代金額の変更)

- 第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を 求めることができる。
 - ー 工事の追加又は変更があったとき。
 - 二 工期の変更があったとき。
 - 三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。
 - 四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。
 - 五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
 - 六 <u>長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。</u>
 - 七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

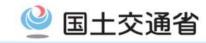


価格変動が・・・

- ●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- ●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

全体スライド 項目 (第1~4項)			単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)	
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応 する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する 措置	急激な価格水準の変動に対応する措置	
	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残 工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等	
請負額変更	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと 併用の場合、全体スライド又はインフレス ライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小限度必要な利益まで 損なわないよう定められた「1%」を採用。 単品スライドと同様の考え)	
の方法	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、 12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工 期内全ての特定資材が対象のため、再ス ライドの必要がない)	可能	
	事例	令和4年5月に河川維持工事(約2.7億円)で適用し、約1.5百万円増額変更。 (R3・4安食管内維持工事【千葉県内工事】)	令和4年11月にアスファルト舗装工事(約2.2億円)において、アスファルト類で適用し、約5.5百万円増額変更。(R3国道6号中村南電線共同溝路面復旧工事【茨城県内工事】)	令和4年8月にトンネル工事(約77億円)で適用し、約215百万円増額変更 (大野油坂道路川合トンネル川合地区工事【福井県内工事】)	

全体スライド条項に基づく契約額変更



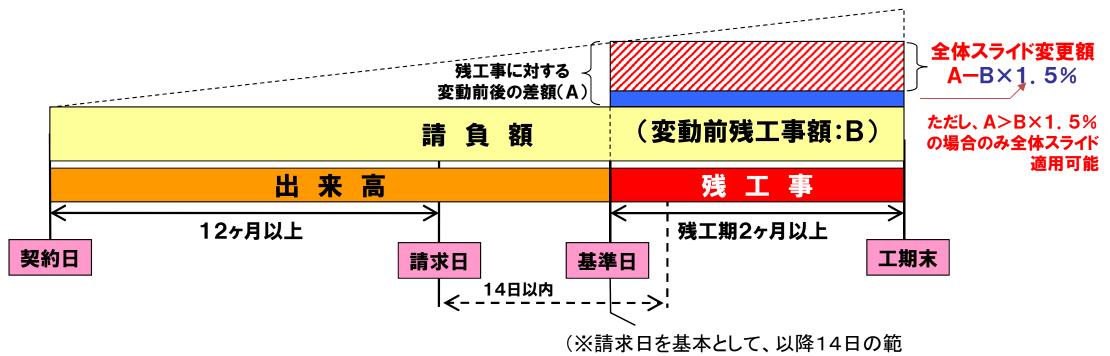
長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな資材・労務等の価格変動に対応

工事請負契約書 第25条第1~4項(全体スライド条項)

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準 又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の 変更を請求することができる。

2項以下 (略)

全体スライド(工事請負契約書第25条第1項~第4項)



囲内で受発注者協議により決定)

物価変動に伴うインフレスライド条項に基づく契約額変更

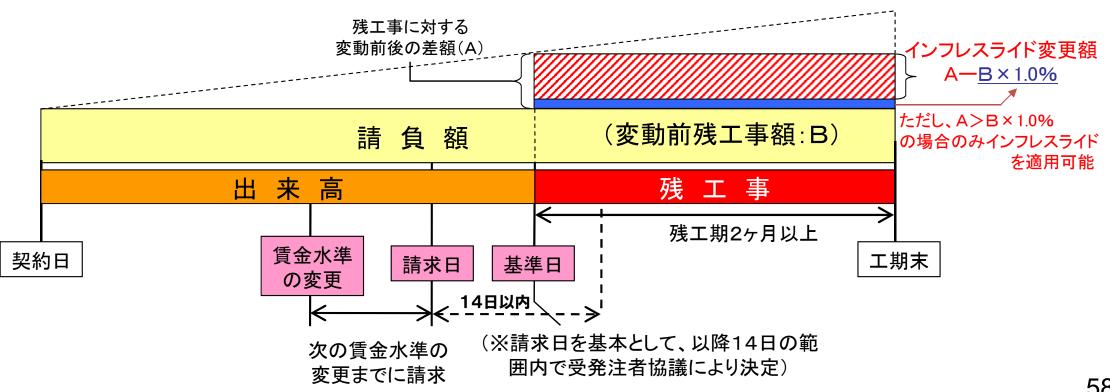


物価・賃金水準の著しい変動を生じた場合に適用

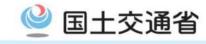
工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレー ションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請 負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



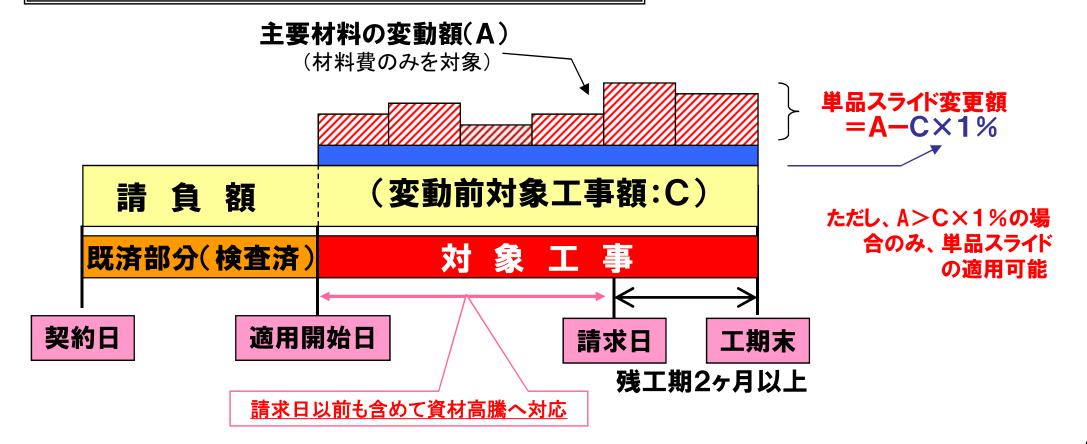
資材価格の高騰に伴う単品スライド条項に基づく契約額変更



特定資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

- 工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当と なったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)





公共工事の円滑な施工確保

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要



1. 基本的な考え方

- ○近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- ○このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- ○このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた者がに対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

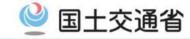
- ○対策数:<u>123対策</u>
- ○追加的に必要となる事業規模:おおむね15兆円程度を目途

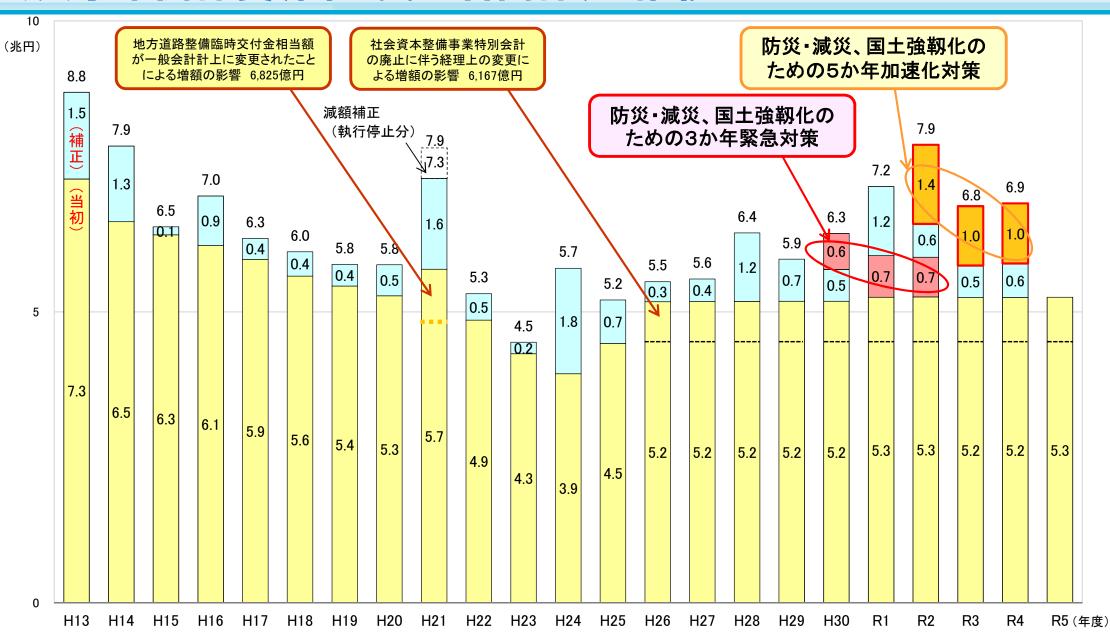
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2. 7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね O. 2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
승 計	おおむね15 兆円 程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間:令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度)の
5年間

公共事業関係費(国土交通省関係)の推移





- ※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
- ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
- ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1年目、2年目及び3年目分は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。
- ※ 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

公共工事の円滑な施工確保について(地方公共団体あて要請)

(令和4年12月5日付総行行第314号国不入企第34号 総務省自治行政局長・国交省不動産・建設経済局長)

公共工事に対する国民の信頼確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災・国土強靱化等の国民の安心・安全を確保する取組の推進を図る 観点から、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正な価格・工期による契約や技能労働者の就労環境改善等の適切な措置の実施を要請

計画的な発注・中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

- ○中長期的な見通しのもとでの、安定的・持続的な公共投資の確保
- ○各工事における諸手続にかかる期間等も考慮した、計画的な発注や中長期的な 公共工事の発注の見通しの作成及び公表

適正な価格による契約

(1)予定価格の適正な設定

- ○市場における労務・資材等の<mark>最新の実勢価格を反映</mark>しつつ、建設発生土等の 建設副産物の運搬・処分等に要する費用や法定福利費等、実際の施工に要す る通常妥当な経費について、適正な積算を実施
- (2)ダンピング対策の強化
- ○低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- ○調査基準価格及び最低制限価格の算定方式等の見直し
- (3)施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- ○設計図書への適切な施工条件(自然条件を含む)の明示と積算内容との整合
- (4) 設計変更・契約変更等の適切な実施
- ○施工条件と現場の不一致等、必要と認められる場合の適切な設計図書の変更
- ○工事内容の変更が必要となった場合や、契約後の資材や労務費の高騰等の 変動により請負代金や工期の変更が必要な場合の契約変更の実施
- ○設計変更ガイドラインの策定・公表及び契約事項としての取扱い

適正な工期設定、施工時期の平準化

- ○「工期に関する基準」等に基づき、休日等を考慮した適正な工期を設定
- (令和6年度からの時間外労働上限規制適用を見据え週休2日前提の工期に)
- ○週休2日等を考慮した労務費や機械経費等を請負代金に適切に反映
- ○債務負担行為の活用、財政部局や農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・ 取組の推進等による施工時期の平準化

地域の建設業団体等との緊密な連携

〇公共工事を受注する地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札契約の適正化等に努める

急激な物価変動等を反映した適正な請負代金・工期の確保

- ○積算に用いる資材単価の適時の改定や必要に応じた見積書の活用
- ○最新の公共工事設計労務単価の早期活用や発注手続き中の工事への適用
- ○受注者の責によらない資材納期の遅延に対する工期延期などの実施
- ○今後契約する工事へのスライド条項設定と既契約工事における条項の<mark>適用</mark>

技術者・技能者等の効率的活用

- (1)地域の実情等に応じた適切な規模での発注
- ○複数工区の一括発注や発注ロットの拡大、JV制度の活用
- (2)技術者の専任等に係る取扱い
- ○建設業法に基づく技術者の専任等に関する規制への適切な対応
- (3)JV制度の活用について
- 〇共同企業体運用準則(JV準則)に従った共同企業体運用基準の策定・公表
- 〇共同企業体運用基準に基づいた共同企業体(JV)の活用
- ○大規模災害の被災地域における復旧・復興JVの活用

入札契約手続の迅速化等

- 〇入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の 簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注
- ○災害復旧事業における随意契約や指名競争入札方式の活用

地域の建設業者の受注機会の確保・技能者の就労環境改善等

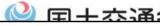
(1)受注機会の確保等

- ○地域要件の設定や、地域精通度等の適切な企業評価による受注機会の確保
- ○着工に必要な人員等の円滑な確保のため、前金払の迅速かつ円滑な実施
- (2)技能者の就労環境の改善
- ○社会保険未加入業者の排除、法定福利費の内訳明示の取組等による適切な 水準の賃金や法定福利費の支払の促進

調査及び設計の円滑な実施

〇公共工事に関する調査・設計の入札契約に関して、工事と同様の取組の実施3

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針) 変更の概要



令和4年5月20日一部変更閣議決定

適正化指針とは

入契法※に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、 特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。 ※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 - i)激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務。また、建設発生土の適正処理を推進する必要。
 - ii) 資材等の価格高騰への対応のため、公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要。
 - iii) そのほか、公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、 ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要。

変更のポイント

I.復旧•復興JV、建設発生土の適正処理

- ▶ 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、共同企業体の類型として復旧・復興JVを追記
- ▶ 建設発生土の適正処理の推進のため、
 - 予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を明記
 - 設計図書に明示するなどして関係者間で共有すべき情報の例示に建設発生土の搬出先に関する情報を明記

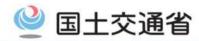
Ⅲ. 適切な契約変更

▶ 契約変更の必要性が生じうる事情の例示に資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等を明記

Ⅲ. その他

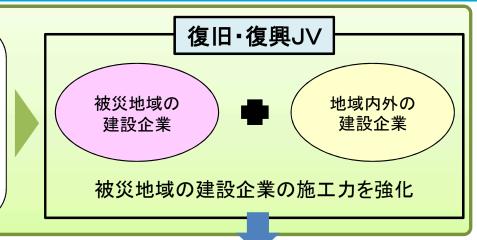
- ▶ ダンピング対策の理由として、公共工事を実施する者の適正な利潤の確保について追記
- ▶ ダンピング対策の徹底を図るため、低入札価格調査基準等を適正な水準で設定することについて追記
- ▶ 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、国・発注者によるCCUS活用促進の取組について追記₆

復旧·復興JV(復旧·復興建設工事共同企業体)



被災地域

- ・<u>近年、災害が激甚化・頻発化</u>。大規模災害の被災地域では、平常時に 比べて<u>建設工事需要が突発的に著しく大きくなる</u>。
- ・<u>被災地域内の企業単体では施工体制を確保できなくなり、</u>不調・不落 の発生率の上昇等により<u>迅速な復旧・復興がなされないおそれ</u>。



復旧・復興JVをJV準則へ位置付け、被災地域における施工体制を確保

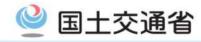
復旧・復興JVの主な特徴

- ① 性格
 - 大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、<u>技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応</u>として、地域に精通している<u>被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成</u>される共同企業体
- ③ 構成員の組合せ 同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含む
- ④ 共同施工(甲型)の技術者要件 工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の技術者は兼任可
- ⑤ 代表者 原則として、地元の建設企業



持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

持続可能な建設業に向けた環境整備検討会



担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の 建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備** <u>するために必要な施策の方向性について、検討を行う。</u>

委 員

座 長 茂樹 上智大学法学部 教授

> 榎並 友理子 日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長

惠羅 さとみ 法政大学社会学部 准教授

大森 有理 弁護士

西野 佐弥香 京都大学大学院工学研究科 准教授

原 昌登 成蹊大学法学部 教授

堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)





主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・資材価格変動に対応しやすい契約について
 - 契約・費用(コスト)の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
- ・賃金を下支えする什組みについて
 - 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例。 など ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日 第1回 論点整理

9月5日 第2回 事業者ヒアリング①

事業者ヒアリング② 9月8日 第3回

10月26日 第4回 価格変動への対応

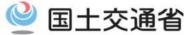
11月16日 第5回 適正な施工体制の確保

12月27日 第6回 技能労働者の賃金等

2月6日 第7回 とりまとめに向けた論点整理

3月1日 第8回 とりまとめに向けた議論

3月29日 第9回 とりまとめ



資材価格の変動

- > <u>工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約では、建設資材価格の急激な変動への対応が困難。</u>
- ▶ 価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れ。
- ▶ 価格下落局面においては、工事原価の低減があってもその利益が発注者に還元されることは少ない。



• <u>受発注者間で適切に価格変動リスクを分担</u>するため、<u>総価一式での請負契約</u>という<u>契約のあり</u> <u>方</u>について<u>検討</u>することが必要。

担い手確保

- ▶ 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害からの復旧に欠かせない重要な担い手であるが、技能労働者の高齢化が著しく、新規入職者を確保することが必要。
- ▶ 日本全体では人口減少が始まり、特に若年労働者は建設業に限らずどの産業においても引く手あまた。 将来的に労働力人口が減少していくことは避けがたい 状況。
- ➤ <u>賃金</u>については、<u>CCUSなどの処遇改善に向けた取組</u>が進む中、<u>設計労務単価が11年連続で上昇</u>する 一方で、<u>技能労働者の平均年収はその伸びに及んでいない</u>との意見も。



- ・ <u>設計労務単価相当の賃金の行きわたりを徹底</u>させるため、<u>重層下請構造が元下間の請負代金に</u> <u>与える影響</u>や、<u>重層下請構造の適正化</u>についても、考えていく必要。
- 技能労働者の処遇改善により担い手を確保すると同時に、生産性の向上により労働力の減少を 補うことも必要。

○ 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要



- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約 款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

▶ <u>見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する</u> 情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建設資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

▶ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備 的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープン ブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定す ることで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

▶ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注 者による廉売行為を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費 水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費に よる請負契約を締結しないよう制限。

- ➤ <u>下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)</u> 請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金 の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。
- ➤ <u>CCUSレベル別年収の明示</u> 技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで 適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。
- ▶ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限 時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受 注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

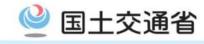
▶ ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

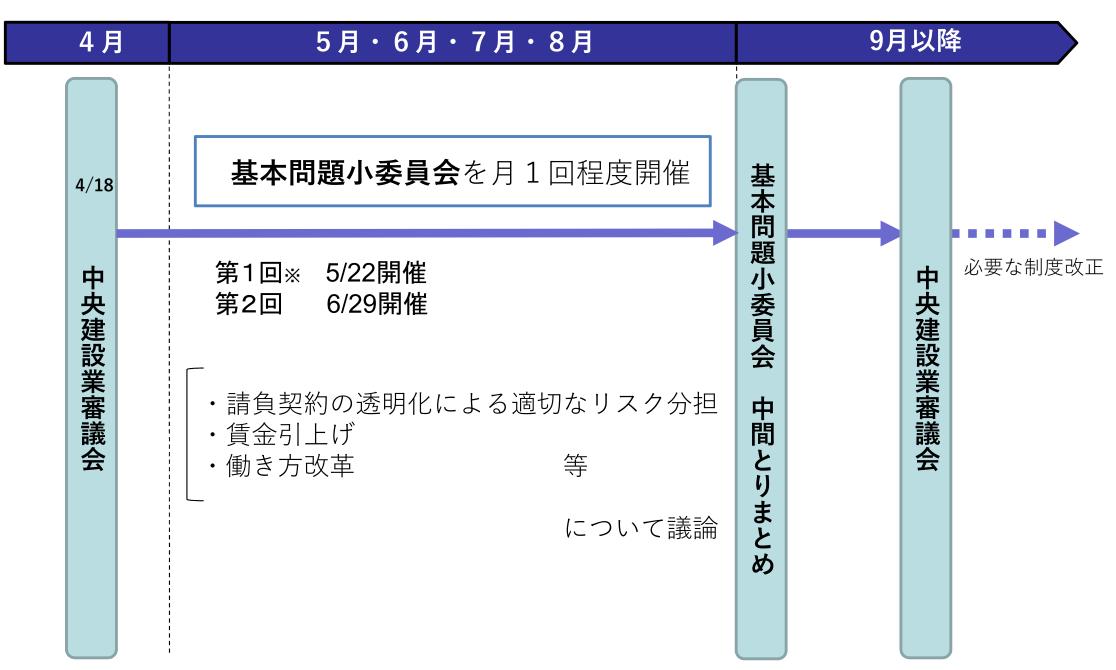
国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

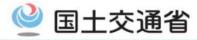
▶ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3(不当に低い請負代金)違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。 69

中央建設業審議会の今後のスケジュール(案)







生産性の向上

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)における位置付け



- <u>1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し</u>
 - (4) 常駐・専任に係る規制の見直し
 - <u>〇生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し</u>

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

➤ 国土交通省は、<u>担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業</u>について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、<u>デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、</u>デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

- 2. デジタル分野以外の横断的な取組
 - (1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し
 - 〇建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

▶ 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

72

「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」概要



担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

委員

※前期検討会(H29.6)でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

(土木分野) 小澤 一雅 東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]

堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科教授

木下 誠也 日本大学危機管理学部危機管理学科教授

(建築分野) 遠藤 和義 工学院大学建築学部建築学科教授

蟹沢 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科教授

西野 佐弥香 京都大学大学院工学研究科准教授

(法律分野) 大森 文彦 弁護士

(経済分野) 大串 葉子 椙山女学園大学 現代マネジメント学部教授

(敬称略)

主な検討事項

- ○<u>監理技術者等の専任要件について</u> ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理 技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- ○営業所専任技術者の兼務について ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- ○技術検定等の実務要件について 技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経 験年数について短縮が可能か検討。

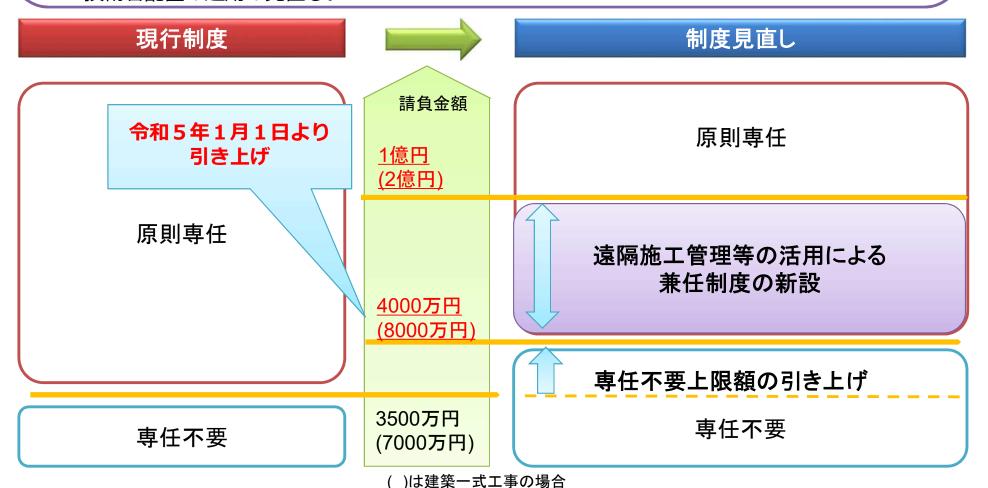
スケジュール

- ○令和3年11月22日 第1回検討会
- 〇令和4年2月21日 第2回検討会
- 〇令和4年3月29日 第3回検討会
- 〇令和4年4月25日 第4回検討会
- ○令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

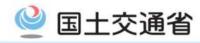
監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要



- 専任不要上限額の引き上げ 技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。
- 兼任可能な制度の新設 多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下 の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- その他の検討 技術者配置の運用の見直し。



営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方



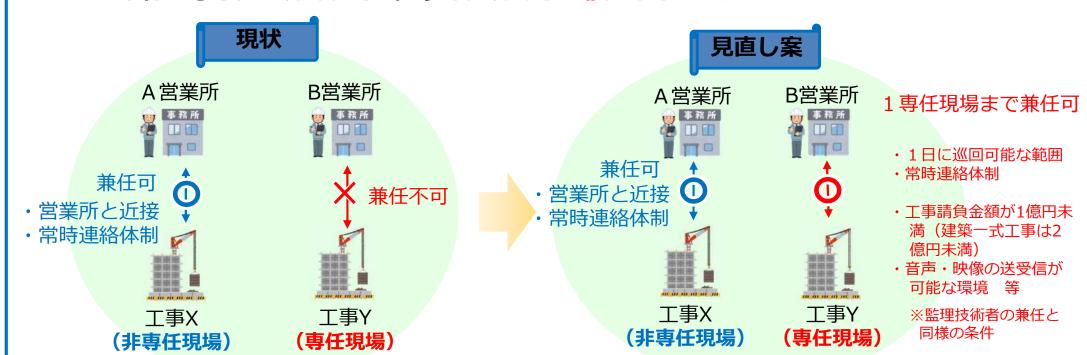
現状

- 営業所専任技術者が専任現場(請負金額3500万円以上)の監理技術者等を兼任することは認められていない。

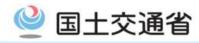
 ※令和5年1月1日より、
 4000万円以上に引上げ
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

見直し案

■ 一定の条件のもと、1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。



技術検定の受検資格見直しの方向性



〇1級の受検資格(現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定	
大 学 (指 定 学 科)	卒	業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒	業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務		
大 学	卒業後 4.5年実務		
短期大学、高等専門学校	卒業	後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業	後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務	
上 記 以 外	15年実務		

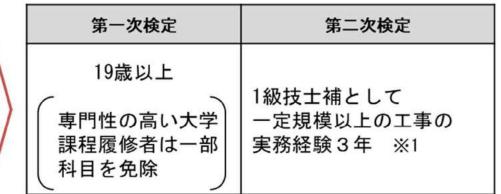
(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)

○2級の受検資格(現行)

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学(指定学科)		卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大	17歳以上	卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(見直し)

令和6年4月1日施行予定 見直し内容については、 省令改正に向け精査中



※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の 施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験 は1年。その他の経験については5年。 2級合格者は従前のとおり。 これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

(見直し)

第一次検定	第二次検定
17歳以上 専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除	2級技士補としての 実務経験3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。 これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

各許可行政庁の建設業許可等電子申請受付状況について



- <u>令和5年1月10日以降</u>、建設業許可及び経営事項審査等の電子申請受付を順次開始しており、 大臣許可については、同日から開始。
- 都道府県知事許可については、段階的に受付を開始しているところ、<u>令和5年度における</u> 受付状況は以下のとおり。
 - ※従前通り、紙媒体による申請も受付

電子化の対象となる手続の範囲

建設業許可関係

許可申請

(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)

変更等の届出

(事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任 技術者、営業所の代表者等)

廃業等の届出

決算報告

許可通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。

経営事項審査関係

経営事項審査申請(経営規模等評価、総合評定値)

再審査申請(経営規模等評価、総合評定値)

結果通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。

都道府県知事許可の電子申請受付開始時期

